

# 横須賀市教育振興基本計画 (2011～2021)



諏訪幼稚園



大楠幼稚園

第63回児童生徒造形作品展から

横須賀市教育委員会



## はじめに

横須賀市教育委員会教育長 永妻和子



新しい知識・情報・技術が政治、経済、文化をはじめ社会のあらゆる領域で活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」において、教育に求められる役割はますます重要なものとなっています。

教育は子どもたち一人一人の人格の形成を目指すものであり、子どもたちが将来にわたって豊かな人生を送っていく上で不可欠なものであるとともに、教育には、次代を担う子どもたちを育てていくという使命があり、これはいつの時代にあっても変わるものではありません。

また、だれもが、生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所において学習ができ、その成果を適切に生かすことのできる「生涯学習社会」の実現、そして、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現も重要な課題です。

本計画では、横須賀の子どもたちの現状を踏まえ、未来を担う大切な存在としての子どもの教育を重点に捉えた上で、学校・家庭・地域が連携・協力して社会全体で教育力の向上に取り組むことを計画の大きな柱といたしました。

具体の姿を「横須賀の子ども像」と「目指す子どもの教育の姿」で表現することにより、学校・家庭・地域それぞれの役割が明らかになり、信頼し、協力しながら、「人間性豊かな子ども」の育成を目指していくことができると考えています。

このことが、ひいては「生涯学習社会」、「生涯スポーツ社会」の実現につながるものと考えています。

学校教育編「生きる力の育成」、社会教育編「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」、スポーツ編（スポーツ振興基本計画）「豊かなスポーツライフの実現」と、それぞれの目標に向かって、効果的に施策・事業を展開するとともに、成果の検証を行いながら、より良い教育行政の推進に努めてまいります。

平成23年（2011年）3月



## 【横須賀市教育振興基本計画 目次】

1 策定にあたって	1
（1）経緯	1
（2）基本的な考え方	1
（3）位置付け	2
（4）期間	2
（5）対象範囲	2
2 体系図	4
3 子どもの教育に関する考え方	7
□横須賀の子ども像	8
□目指す子どもの教育の姿	10
□重点課題	12
4-1 学校教育編	15
□現状と課題	15
□今後3年間の取り組みの方向性	19
【目標1】子どもの学びを豊かにします	19
施策（1）教育活動の充実	20
施策（2）支援教育の充実	27
施策（3）国際教育の推進と英語教育の充実	29
施策（4）情報教育の推進	30
施策（5）校種間連携の推進	31
【目標2】学校の組織力や教職員の力を高めます	33
※求められる学校像・求められる教師像	33
施策（6）学校運営改善の充実	34
施策（7）教職員の研究・研修の充実	35
施策（8）学校における校内研究・研修への支援の充実	38
施策（9）教員が子どもと向き合う環境づくりの推進	39
【目標3】学校・家庭・地域で連携して子どもを育みます	40
施策（10）開かれた学校づくりの充実	40
施策（11）家庭との連携による生活・学習習慣の確立	41

施策(12)	地域教育力の活用の充実	42
施策(13)	放課後等児童対策の検討	42
【目標4】	教育環境を整備し、充実させます	43
施策(14)	学校の適正規模・適正配置の推進	43
施策(15)	就学支援などの充実	44
施策(16)	学校の安全・安心の推進	45
施策(17)	学校施設・設備の充実	46
施策(18)	学校緑化の推進	47
□	目標指標	48
4-2	社会教育編	51
□	現状と課題	51
□	今後3年間の取り組みの方向性	54
【目標1】	市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります	54
施策(1)	多様な学習の機会の提供	54
施策(2)	「人権教育・啓発」の推進	58
施策(3)	学習の場の提供	59
施策(4)	学習情報・学習相談の充実	62
【目標2】	学びの成果が生かせる社会を目指します	65
施策(5)	学びの成果を地域に生かす活動の支援	65
施策(6)	学びの成果を評価する仕組みづくりの検討	67
【目標3】	家庭や地域における教育力の向上を図ります	68
施策(7)	「学社連携・融合」事業の推進	68
施策(8)	学校・家庭・地域の連携強化による家庭教育力の向上	70
【目標4】	歴史・文化遺産の保存と活用を推進します	72
施策(9)	横須賀らしい歴史・文化遺産の保存、活用・継承	72
施策(10)	近代化遺産の調査と保護・活用の推進	74
施策(11)	伝統文化の保存と継承の推進	75
【目標5】	図書館・博物館・美術館の活動を充実させます	76
施策(12)	図書館活動の充実	76
施策(13)	博物館活動の充実	78
施策(14)	美術館活動の充実	79
□	目標指標	80

<b>4-3 スポーツ編（横須賀市スポーツ振興基本計画）</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	83
□ 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	83
□ 今後3年間の取り組みの方向性・・・・・・・・・・・・・・・・	85
<b>【目標1】</b> 子どもの生活習慣を改善し、体力の向上を図ります・・・・・・・・	85
施策（1） 生活習慣の改善および健康・体力づくりの推進・・・・・・・・	86
施策（2） 体育・健康教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	87
施策（3） 運動部活動の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・	88
<b>【目標2】</b> だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことが できる機会を充実させます・・・・・・・・・・・・・・・・	89
施策（4） 市民の健康・体力づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・	90
施策（5） 市民が主体となる活動の支援・・・・・・・・・・・・・・・・	91
施策（6） スポーツ施設の整備と円滑な管理運営の推進・・・・・・・・	92
施策（7） スポーツ情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	93
<b>【目標3】</b> 競技者の活動を支援するとともにスポーツ愛好者の裾野を 拡大します・・・・・・・・・・・・・・・・	95
施策（8） 国際大会や全国大会で活躍する競技者の育成と支援・・・・・・・・	95
施策（9） ホームタウンチームなどとの連携強化・・・・・・・・	96
施策（10） 各種スポーツ団体への協力と支援・・・・・・・・	97
施策（11） スポーツ指導者の育成と確保・・・・・・・・	99
□ 目標指標・・・・・・・・・・・・・・・・	101
<参考> 横須賀市スポーツ振興基本計画としての位置付けについて・・・・	103
 <b>5 進行管理</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	107
<参考> 掲載事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	108
<参考> 各施策における関連事業の表の見方・・・・・・・・	114
 <b>6 関係資料</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	115
（1）用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・	115
<参考>新学習指導要領における新たな学力観・・・・・・・・	122
（2）関連資料・・・・・・・・・・・・・・・・	123
（3）計画の検討体制・・・・・・・・・・・・・・・・	125
（4）計画の検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・	127





# 1 策定にあたって

## 2 体系図



ろう学校



養護学校

第63回児童生徒造形作品展から



# 1 策定にあたって

横須賀市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「横須賀市教育振興基本計画」を策定しました。

## (1) 経緯

平成 18 年の教育基本法改正に伴い、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、国は平成 20 年に教育振興基本計画を策定しました。

また、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参考にしながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう求められています。

既に、本市では、平成 13 年度に、「横須賀市教育基本計画（よこすか未来人プラン）」（以下「よこすか未来人プラン」という。）を策定し、計画の進捗状況や成果を点検しながら、計画的に教育行政の運営に努めてきたところですが、本市全体の施策体系を示した「横須賀市基本計画（2011～2021）」に合わせて計画の改訂を行い、平成 23 年度から平成 33 年度までの 11 年間の計画として「横須賀市教育振興基本計画」を策定することとしました。

## (2) 基本的な考え方

この計画では、全体を 3 つに区分し、学校教育編では「『生きる力』の育成」、社会教育編では「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」、スポーツ編では「豊かなスポーツライフの実現」を 11 年間通じて目指していきます。そのために、各編では現状と課題を踏まえて、今後 3 年間の目標を立て、施策・事業に取り組んでいきます。なお、スポーツ編については、本市の今後のスポーツ行政の方向を示すものとして、スポーツ振興法に定める「スポーツ振興基本計画」と位置付けます。

また、子どもは未来を担うとても大切な存在であることや、子どもの現状や社会的背景に鑑みて、子どもの教育を重点的に捉えることとしました。このため、計画を策定、推進するに当たっての子どもの教育に関する考え方を「横須賀の子ども像」と「目指す子どもの教育の姿」により示し、学校・家庭・地域での教育を充実させるとともに、共通の意識を持って、相互に連携を図っていくことを目指します。なお、このことの実現に向けては、重点課題を設定して取り組んでいきます。

このような子どもの教育を重視する考え方は、「未来を支える人材の育成」という「横須賀市基本計画（2011～2021）」の政策展開の基本方針の一つになっています。

### (3) 位置付け

- ① この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に定める「教育振興基本計画」に位置付け、国の教育振興基本計画を参考にした、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。
- ② 本市全体の施策体系を示した計画である「横須賀市基本計画（2011～2021）」の分野別計画と位置付けるとともに、教育行政の中心的な計画とします。
- ③ 今回の計画改訂に当たっては、「よこすか未来人プラン」の基本理念の礎である「まちづくりは、人づくり」という考え方を引き継ぎます。
- ④ 国の教育政策の動向について情報収集を十分に行うとともに、必要に応じて、それらを考慮して計画に位置付けた施策・事業を実施します。また、計画に位置付けている施策・事業以外に、新たな取り組みが必要になる場合には、速やかに取り組みます。

### (4) 期間

- ① この計画の期間は、平成 23 年度から平成 33 年度までの 11 年間です。  
\*本市全体の施策体系を示した計画である「横須賀市基本計画（2011～2021）」と期間を合わせています。
- ② また、11 年間を、3 年・4 年・4 年に区分し、事業の実施計画期間とします。それぞれの期間ごとに、計画（目標・施策・事業・重点課題）の見直しを行います。  
\*本市の主な実施事業を示す「横須賀市実施計画」と期間を合わせています。

### (5) 対象範囲

この計画は、教育に特化した分野別計画であり、執行機関としての教育委員会が計画を決定するため、原則として、対象範囲を教育委員会の所管する施策や事業に限定しています。

計画の対象範囲に含まれない施策・事業で、教育委員会が関係するものについては、「横須賀市基本計画（2011～2021）」および他の分野別計画などに基づき、関係部局と連携し、推進していきます。

- (例) 環境教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」  
文化に関する様々な取り組み・・・・・・・・・・「横須賀市文化振興基本計画」  
子ども・青少年に関する様々な取り組み・・・「よこすか次世代育成プラン」  
男女共同参画に関する様々な取り組み・・・・「横須賀市男女共同参画プラン（第3次）」  
など



学校図書館  
(学校教育編)



家庭教育学級  
(社会教育編)

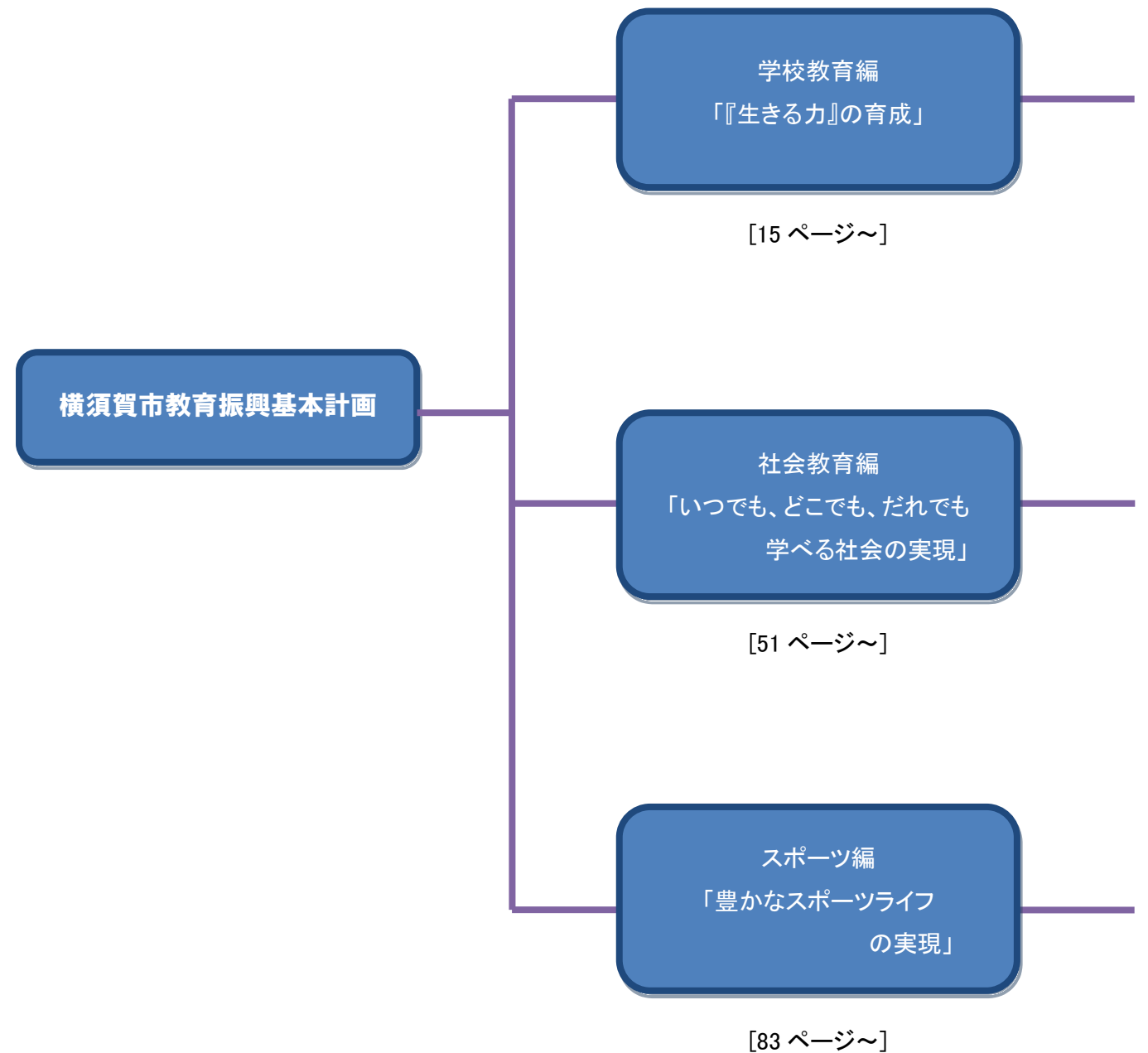


よこすかスポーツフェスタ  
(スポーツ編)

## 2 体系図

計画全体を3編に分け、学校教育編では「『生きる力』の育成」を、社会教育編では「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」を、スポーツ編では「豊かなスポーツライフの実現」を11年間を通じて目指していきます。

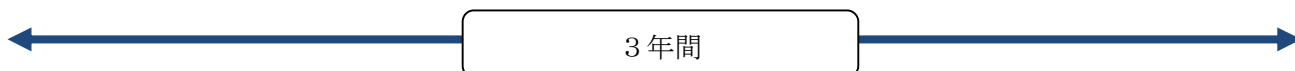
また各編では、現状と課題を踏まえて、最初の実施計画期間である3年間（平成23年度～平成25年度）の目標を定め、その実現に向けた施策や事業に取り組んでいきます。



目標		施策
1	子どもの学びを豊かにします	(1)教育活動の充実 (2)支援教育の充実 (3)国際教育の推進と英語教育の充実 (4)情報教育の推進 (5)校種間連携の推進
2	学校の組織力や教職員の力を高めます	(6)学校運営改善の充実 (7)教職員の研究・研修の充実 (8)学校における校内研究・研修への支援の充実 (9)教員が子どもと向き合う環境づくりの推進
3	学校・家庭・地域で連携して子どもを育みます	(10)開かれた学校づくりの充実 (11)家庭との連携による生活・学習習慣の確立 (12)地域教育力の活用の充実 (13)放課後等児童対策の検討
4	教育環境を整備し、充実させます	(14)学校の適正規模・適正配置の推進 (15)就学支援などの充実 (16)学校の安全・安心の推進 (17)学校施設・設備の充実 (18)学校緑化の推進

目標		施策
1	市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります	(1)多様な学習の機会の提供 (2)「人権教育・啓発」の推進 (3)学習の場の提供 (4)学習情報・学習相談の充実
2	学びの成果が生かせる社会を目指します	(5)学びの成果を地域に生かす活動の支援 (6)学びの成果を評価する仕組みづくりの検討
3	家庭や地域における教育力の向上を図ります	(7)「学社連携・融合」事業の推進 (8)学校・家庭・地域の連携強化による家庭教育力の向上
4	歴史・文化遺産の保存と活用を推進します	(9)横須賀らしい歴史・文化遺産の保存、活用・継承 (10)近代化遺産の調査と保護・活用の推進 (11)伝統文化の保存と継承の推進
5	図書館・博物館・美術館の活動を充実させます	(12)図書館活動の充実 (13)博物館活動の充実 (14)美術館活動の充実

目標		施策
1	子どもの生活習慣を改善し、体力の向上を図ります	(1)生活習慣の改善および健康・体力づくりの推進 (2)体育・健康教育の充実 (3)運動部活動の活性化
2	だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます	(4)市民の健康・体力づくりの推進 (5)市民が主体となる活動の支援 (6)スポーツ施設の整備と円滑な管理運営の推進 (7)スポーツ情報提供の充実
3	競技者の活動を支援するとともにスポーツ愛好者の裾野を拡大します	(8)国際大会や全国大会で活躍する競技者の育成と支援 (9)ホームタウンチームなどとの連携強化 (10)各種スポーツ団体への協力と支援 (11)スポーツ指導者の育成と確保







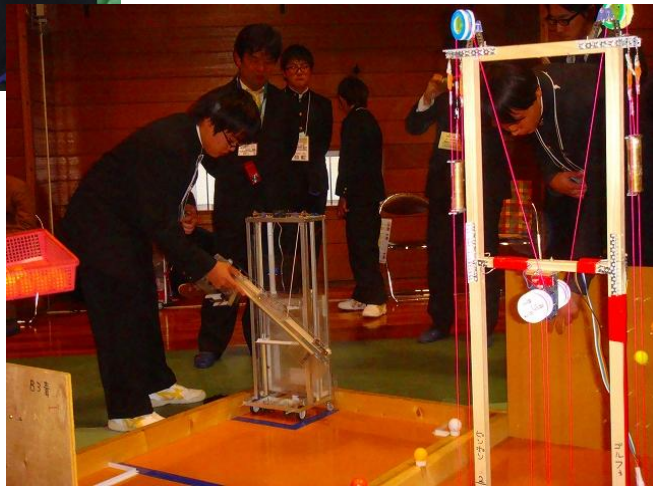
# 3 子どもの教育に 関する考え方



「第11回全国中学生創造ものづくり  
教育フェア」全国大会

「あなたのためのお弁当」コンクール  
優勝  
テーマ【お父さんのためのお弁当】

鷹取中学校



「第11回全国中学生創造ものづくり  
教育フェア」全国大会

「創造アイデアロボットコンテスト」  
応用部門 審査員特別賞  
【長井チャレンジ号】

長井中学校



### 3 子どもの教育に関する考え方

この計画では、4・5ページで示した計画の体系に基づき、各編の目標に向かって施策や事業に取り組んでいきますが、計画を策定するに当たっては、子どもは未来を担うとても大切な存在であることや、子どもの現状や社会的背景に鑑みて、子どもの教育を重点的に捉えることとしました。子どもは、家族や教師、地域の人々など、多くの人と出会い、支えられ、さまざまな影響を受けることにより成長し、社会を担う人となっていきます。それゆえ社会全体で子どもの成長・発達に関わっていくことが不可欠です。

そのために、11年間を通じての「横須賀の子ども像」と「目指す子どもの教育の姿」を示し、学校教育はもとより、社会教育、スポーツにおいても、学校・家庭・地域が共通の意識を持ち、相互に連携を図って、子どもの教育に取り組むということに重きを置いて、各編の施策・事業を推進していきます。



小学生と中学生の交流活動



子どものための音楽会

## 【横須賀の子ども像】

### 『人間性豊かな子ども』

自ら進んで学び、問題解決する力を身に付けている

生命や人権を尊重し、他者との豊かな関わりを持っている

心と体の健康を意識し、健やかな体を持っている

自らの可能性を信じ、夢や目標に向かって努力している

社会の一員としてルールを守り、主体的に社会に貢献している

郷土を愛し、豊かな国際性を身に付けている

これまで、横須賀市では目指す子ども像を『人間性豊かな子ども』とし、子どもの豊かな人格形成に向けて取り組んできました。

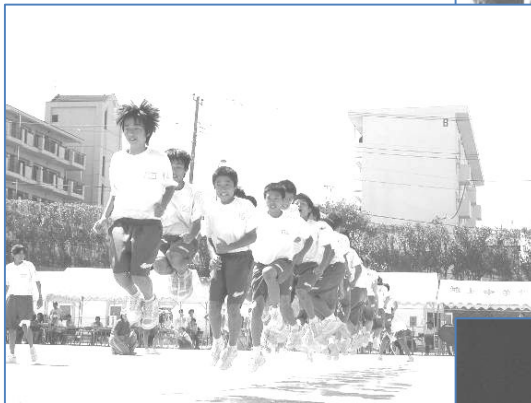
これまでの経緯や子どもの現状を考え合わせ、「横須賀の子ども像」として、新たに『人間性豊かな子ども』を位置付けることとしました。また、教育基本法を踏まえ、学習指導要領における「生きる力」や横須賀の子どもの現状と課題を勘案し、特に大切にしたい6つの要素を掲げます。



幼稚園  
(地域連携行事  
「タコと遊ぼう」の様子)



小学校  
(理科授業の様子)



中学校  
(体育祭の様子)



高等学校  
(「羅針」(総合的な学習の時間)  
全体発表会の様子)

## 【目指す子どもの教育の姿】

『学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たすとともに、  
信頼し、協力しながら、横須賀の子どもを育てている』

### 学 校

家庭や地域に積極的に関わりを求め、教育活動への協力体制を築くとともに、さまざまな教育活動を通して、子どもの「生きる力」を育成している。

### 家 庭

教育の原点であり、学校や地域に積極的に関わるとともに、子どもが、基本的な生活習慣を身に付けられるよう、また、自立心や思いやりの心などを持つよう、子どもを育てている。

### 地 域

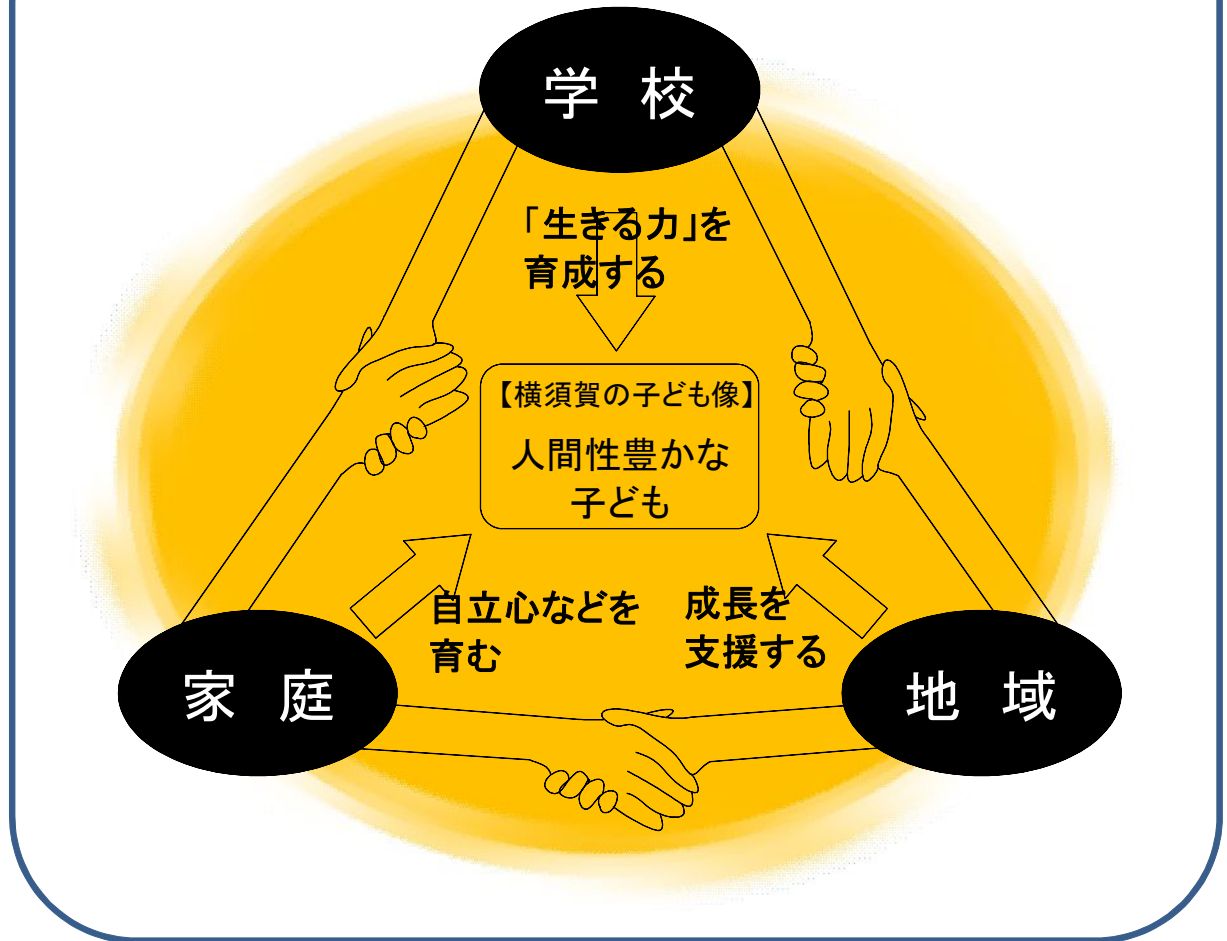
日常生活はもとより、行事、生涯学習、スポーツ、企業活動などさまざまな場面において、子どもや家庭に積極的に関わり、学校と連携して、子どもの成長を支援している。

近年、家庭や地域の教育力の低下が指摘されていることを特に重大な課題と捉え、学校・家庭・地域が本来の教育機能を発揮し、連携して、子どもを育てている状態を「目指す子どもの教育の姿」としました。

また、学校・家庭・地域が、主体的に子どもに関わる意識を持ち、役割を果たせるよう、子どもを育てているそれぞれの姿を示しました。

なお、教育委員会は、学校・家庭・地域が「目指す子どもの教育の姿」に向かって進めるよう、積極的に支援や仕組みづくりを行っていきます。

「目指す子どもの教育の姿」 イメージ図





## 重点課題

(平成 23 年度～平成 25 年度)

「横須賀の子ども像」「目指す子どもの教育の姿」の実現に向けて、解決すべき課題をあらためて捉え「重点課題」として位置付けました。

### 重点課題 1 学校・家庭・地域の連携推進

食事、睡眠、あいさつなどの基本的な生活習慣、家庭学習や読書、運動の習慣、社会のルールを守るといった規範意識<sup>(注3)</sup>などを子どもに身に付けさせるには、学校・家庭・地域が共通の認識を持って子どもを育てることが重要です。そのために、学校・家庭・地域の連携をさらに推進することを目指して、学社連携・融合<sup>(注4)</sup>や地域スポーツの充実、家庭向けリーフレットの配布など、学校・家庭・地域が、共に子どもの教育に関わる仕組みや場、機会を充実させます。

### 重点課題 2 学力・体力の向上

子どもの「学力や体力」に関する課題の解決に向けて、「思考力・判断力・表現力」「学習意欲や持続性」「体力・運動能力」の向上を目指して、各学校の「学力向上プラン」の充実や、子どもの「健康・体力向上」のための対策の検討に取り組みます。また、義務教育9年間の子どもの学びをつなぐ小中一貫教育の構築を図ります。

### 重点課題 3 いじめ・暴力・不登校の未然防止と早期解決

子どもの心の一面を映し出しているともいえる「いじめや暴力行為の発生率」「不登校<sup>(注5)</sup>の出現率」が高いという状況を改善し、未然防止と早期解決を目指して、総合的な支援策や関係機関とのさらなる連携を進めます。また、小学校教育と中学校教育の滑らかな接続を図ることにより、子どもの過度な心の負担を減らします。



## 重点課題4 学校の教育力向上

教員が子どもと向き合う時間が十分に確保できていないことや、経験年数の少ない教員の割合が増えていることによるさまざまな課題に対応し、学校の教育力の向上を目指して、教員が子どもと向き合う環境づくりや人材育成などの支援策を進めます。

### 重点課題に対応する主な事業

学校教育編、社会教育編、スポーツ編の事業のうち、重点課題に対応する主な事業を示しました。

重点課題 No				事業名	掲載編	頁
1	2	3	4	学校いきいき事業	学校教育編	42
1	2	3	4	学校支援ボランティア・コーディネーター導入の検討	社会教育編	69
1	2	3	4	子ども読書活動推進事業	社会教育編	76
1	2	3	4	総合型地域スポーツクラブ <sup>(注6)</sup> 育成事業	スポーツ編	91
1	2	3	4	生活習慣向上推進事業	学校教育編	41
1	2	3	4	児童生徒健康・体力向上推進事業	スポーツ編	86
1	2	3	4	学校評価推進事業	学校教育編	34
1	2	3	4	学力向上事業	学校教育編	20
1	2	3	4	小中一貫教育 <sup>(注7)</sup> 構築事業	学校教育編	31
1	2	3	4	支援教育推進事業	学校教育編	27
1	2	3	4	不登校 <sup>(注5)</sup> 対策事業	学校教育編	27
1	2	3	4	人材育成推進支援	学校教育編	38
1	2	3	4	子どもと向き合う環境づくりに向けての総合的な支援策の検討	学校教育編	39

※網掛けの番号は、事業が対応する重点課題の番号を示します。



# 4-1 学校教育編



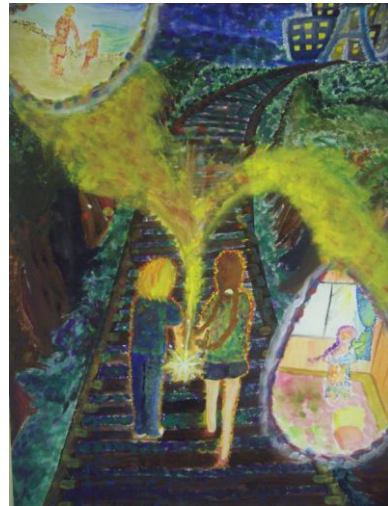
「Never GIVE UP!」  
常葉中学校 2年生  
登坂 咲代子さん



「きょ大タコとのたたかい」  
山崎小学校 3年生  
栗山 輝琉さん



「モンタッチがたいへんだ」  
諏訪小学校 1年生  
川股グレイス洋子さん



「過去からの成長の一步」  
常葉中学校 2年生  
市毛 美紅さん



## 4-1 学校教育編 「『生きる力』の育成」

### 現状と課題

子どもは、限りない可能性を秘めた未来を担う存在です。そして、より良く生きようと自分自身を成長させていくエネルギーに満ちています。

これまで横須賀市の学校教育では、目指す子ども像を「人間性豊かな子ども」とし、各学校ではこれをもとに学校教育目標を定め、その実現に向けて努力を積み重ねてきました。

子どもは、人や自然、社会との関わりの中で成長していくものであり、学校教育の成果を客観的に捉えることは容易ではありません。しかし、子どもの「生きる力」の育成に必要な施策を講じるために、学校教育の現状と課題を、子どもの状況と学校の状況の両面から捉えます。

#### 1 子どもの現状と課題

子どもが自分と向き合い、たくましく成長していくためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育てていくことが重要です。

そこで「学力や学習」「心」「体」の状況という視点から、子どもの現状と課題を考えます。

##### (1) 子どもの学力や学習の状況

国内外の学力調査によると、子どもの学力や学習状況について「基礎的・基本的な知識・技能」はほぼ定着しているものの、「思考力・判断力・表現力の不足」「学習意欲や持続性の欠如」「家庭での学習習慣が確立されていないこと」が、全国的な傾向として指摘されています。

本市で行った児童生徒へのアンケート調査（平成 21 年度実施 小学校 4～6 年生、中学校 1～3 年生対象）では、「学校外での勉強時間」「学校外での読書時間」の項目で、小学生よりも中学生の方が、家庭学習や読書の時間が短くなる結果が出ています。また、同アンケート調査の「望まれる学校像」では、「楽しい・興味を持てる授業」「わかりやすい授業」「いろいろな体験」を求める割合が高く、「悩みや困ったこと」として、「勉強のこと」や「将来のこと」が多く選択されています。

分かる授業を通して基礎的・基本的な知識や技能を身に付けることはもとより、子ども自身が、学ぶことの楽しさや自分の成長や価値を感じられるような授業によって、子どものさらなる学習への意欲や、自分への自信を育てていくことも重要です。また、家庭や地域と連携して、子どもの家庭学習や読書習慣を確立していくことも求められています。

##### (2) 子どもの心の状況

核家族化や都市化の進行といった社会やライフスタイルの変容を背景に、全国的な傾向として、家庭や地域の教育力が低下しているとの指摘があります。親や教員以外の地域の大人や異年齢の子どもとの交流の場や自然体験が減少したこと、生活習慣が変化したことなどが、子どもの心の成長にも影響を及ぼし、その結果「人間関係を形成するコミュニケーション能力」「自分の感情をコントロールする力」「規範意識<sup>(注3)</sup>」「学習意欲」「自分への自信」「自らの将来についての関心」に課

題があるといわれています。

本市の各学校では、例えば、学校をあげてあいさつに取り組んだり、異学年で一緒に活動する場を計画したり、学習の場を地域や社会に求めるなどして、多くの人との関わりを通して子どもの心を豊かに育てようとしてきました。また、道徳の時間を中心に、学校教育全体を通して道徳教育の推進に努め、子どもに寄り添い、豊かな心を育んできました。このような教育活動により、年下の子やお年寄りに、思いやりを持って手を差し伸べる姿や、自分の目標に向かって進路を切り開く子どもの姿などがみられます。

しかしながら、ここ数年、本市におけるいじめや暴力行為の発生率、不登校<sup>(注5)</sup>の出現率は、全国平均を上回る状況です。子どもの心の一面を映し出しているともいえるこれらの状況を改善するために、各学校では一人一人に目を向けた細やかな指導を心掛けるとともに、スクールカウンセラー<sup>(注8)</sup>や、ふれあい相談員<sup>(注9)</sup>、訪問相談員<sup>(注9)</sup>など、子どもや保護者が不安や悩みを相談できる人材の活用も図ってきました。今後も引き続き、状況の改善に向けて、具体的な支援策の検討とともに、より一層、支援教育<sup>(注10)</sup>の視点に立った日常的な取り組みが求められています。

### (3) 子どもの体の状況

全国的な傾向として、子どもの体力水準が低下していること、積極的に運動する子どもとそうでない子どもに分かれてきていることが指摘されています。また、子どもの食生活については、豊かな食物に恵まれている一方で、過度に偏った食事内容や一人だけで食事をするといった食事の取り方の問題も生じ、食育の必要性が高まっています。

平成21年度「体力・運動能力調査」について、小学校5年生と中学校2年生で全国と本市の結果を比べると、「体力・運動能力調査」の得点は、小中学生とも半数以上の種目で全国平均を下回っています。同調査で生活習慣について、毎日朝食を取る割合を比べると、小中学生とも全国平均を下回り、中学生の方がその差が開いています。また、小中学生において体力との関係で最適といわれている睡眠時間（小学生は8時間以上、中学生は6時間以上8時間未満）については、その割合が、小学生では全国を若干上回り、中学生は全国を大きく下回っています。

また、本市における児童生徒へのアンケート調査（平成21年度実施 小学校4～6年生、中学校1～3年生対象）において、「自分の健康や体力について感じている問題」では、「ふだん、寝不足である」「疲れがたまっている」「ストレスがたまっている」の回答が上位を占めています。また「スポーツや運動が好きですか」では、小中学生ともに「とても好き・少し好き」を選択している割合が高く、子どもは体を動かすことが嫌いなわけではないことがうかがえます。

体力は、人間の活動の源であり、健康維持の他、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっているといわれています。運動時間の減少や体力の低下は、本市においても憂慮される状況であり、食事や運動、睡眠などの基本的な生活習慣の確立をはじめ、健やかな体を育成する取り組みを、子どもの発達の段階に合わせて計画的に実施していくことが求められています。

## 2 学校の現状と課題

学校の役割は、創意工夫を生かした教育課程<sup>(注11)</sup>を編成し、子どもの「生きる力」を育成することです。そのためには、教職員一人一人の力量や学校の組織としての力を高めるとともに、外部の教育力を活用するなど、家庭や地域、校種の異なる学校などと連携することが不可欠です。また、



施設や設備の整備や専門性のある人の配置など、教育環境を整備することも重要です。

そこで「学校の組織力・教職員の力」「連携」「教育環境の整備」という視点から、学校の現状と課題を考えます。

### (1) 学校の組織力・教職員の力

各学校では、学校教育目標の実現に向けて教職員が力を合わせています。また、さまざまな課題に組織的・機動的に対応できるよう、総括教諭などをグループリーダーに位置付け、組織の在り方も見直し、学校の組織力を高めています。また、「学校評価」により自校の教育活動の状況を捉え、改善に生かしています。保護者や児童生徒へのアンケートを活用した自己評価だけでなく、学校関係者評価に積極的に取り組み、評価の客観性や妥当性を高める努力をしています。このことにより学校運営に関する具体的な改善策を打ち出すことができるようになり、児童生徒や地域の実態に合った学校づくりが進められています。

一人一人の教員には、子ども同士が学び合い、学ぶ喜びを感じられる授業を行うことや、児童生徒の心に寄り添い対応すること、学級や学年といった子どもの集団としての力を高めることなどが求められています。また、社会状況の変化によって保護者の価値観が多様化し、学校にさまざまな意見や要望が寄せられるようになりました。さらに、子どもを取り巻く環境の変化から教育課題も多様化し、いじめ・暴力・不登校<sup>(注5)</sup>、一人一人の教育的ニーズに対応する力や、小学校外国語活動<sup>(注12)</sup>、さまざまな教科を通じて行う情報教育・キャリア教育<sup>(注13)</sup>・環境教育などを推進する力も求められるようになりました。

教職員は研修の機会を活用して指導力を高めることや、校内研究を通して授業改善や学校づくりを進める努力をしています。しかしながら、さまざまな教育課題に対応するための会議や打ち合わせ、事務処理、報告書の作成、保護者への対応など、仕事が多岐にわたり、授業づくりや児童生徒指導に十分なエネルギーを注げない状況があります。

さらに、団塊の世代の退職により、ここ数年、毎年100人を超える新規採用教員が配置されるようになりました。経験を積み重ねてきた教員の大量退職により、年齢構成にアンバランスが生じています。その結果、児童生徒指導や教科指導、学級・学年経営などに関するさまざまな技術や経験に基づく適切な対応の仕方が継承されにくいことや、リーダーシップを発揮して学年や学校を動かす人材が、急激に不足することなどが懸念されます。

このような状況の中、教職員一人一人の力や学校の組織力を高めるとともに、子どもと向き合う時間を確保するための具体的な方策が求められています。

### (2) 連携

ここ数年、子どもの実態や教育の連続性・系統性という視点から、さまざまな連携・協力の重要性への認識が高まってきました。学校が、子どもの「生きる力」を育むためには、家庭や地域との連携が不可欠です。

学校では、子どもが実感を伴って学ぶことができるよう、例えば、地域の素材を取り入れることや地域の方をゲストティーチャー<sup>(注14)</sup>として迎えるなどの取り組みをしています。また、幼稚園や保育園と小学校、小学校と中学校の連携を図り、児童生徒の交流活動や教職員の研修会などを実施し、小1プロブレム<sup>(注15)</sup>や中1ギャップ<sup>(注16)</sup>への対応を進めています。

地域の協力を得て、子どもを取り巻く教育環境も向上しています。例えば、図書室の整備や本の読み聞かせなどのボランティアも増え、子どもに豊かな学習環境や言語環境を提供してくれています。また、地域の方々が児童生徒の登下校を見守ってくれています。これらのことにより、地域の方との触れ合いや元気なあいさつが広がったことも報告されています。

今後も、子どもの「生きる力」を育むために、学校、家庭や地域、関係諸機関、行政がさらに連携を深め、それぞれの役割を果たすことによって、子どもの基本的な生活習慣や学習習慣、運動習慣を確立していくことや、規範意識<sup>(注3)</sup>を育て社会性を養っていくことなどが求められています。

### (3) 教育環境の整備

各学校では、安全点検や修繕をはじめ、日頃より整理整頓や清掃を心掛け、子どもが落ち着いた環境で学ぶことができるよう努めています。また、子どもの作品やニュースを紹介したり、花壇に草花を植えたりして、豊かな環境で学ぶことができるようにしています。

教育委員会としても、施設設備の整備や専門的な人の配置、条件整備など、さまざまな教育環境の整備に取り組んできました。

安全・安心に配慮した環境整備のために、小学校の校門に防犯カメラを設置しました。また、耐震補強工事も、建て替え予定の1校を除き平成20年度に完了しました。

学習環境を向上させるための整備も進めています。空調設備は平成23年度までに普通教室と一部特別教室への設置を完了する見通しです。平成11年度からの4年間で40台のパソコンを備えた教室を全校に整備しましたが、平成22年度には、全ての普通教室に1台、教員一人に1台のコンピュータ整備が完了しました。現在、情報モラル<sup>(注17)</sup>の育成や情報通信技術(ICT<sup>(注18)</sup>)を活用した授業を支援するために教育の情報化支援員を各学校に派遣していますが、これらの機器と人材を効果的に活用していくこと、プロジェクターや実物投影機などの周辺機器を充実させることが今後の課題です。また、小学校外国語活動<sup>(注12)</sup>や中学校外国語教育の質の向上に向け、外国語指導助手(ALT<sup>(注19)</sup>)や外国人英語教員(FLT<sup>(注20)</sup>)といった専門的な職員を配置し、子どもの国際コミュニケーション能力<sup>(注21)</sup>の育成に成果を上げています。子どもの学習環境を考える上で、学校規模(学級数)も重要な視点の一つです。本市では、児童生徒数の減少により小規模化が進んでいる学校があります。子ども同士が豊かな人間関係を築き、互いに学び合う学習環境を確保するためにも、学校規模の適正化を図ることが課題となっています。

子ども一人一人の教育的ニーズに応える支援教育も推進しています。各学校には、相談室を設置するとともに、スクールカウンセラー<sup>(注8)</sup>やふれあい相談員<sup>(注9)</sup>、訪問相談員<sup>(注9)</sup>、介助員<sup>(注22)</sup>、日本語指導員<sup>(注23)</sup>などを配置し、支援の場や手立て、機会を充実させることに努めるとともに、特別支援教育コーディネーター<sup>(注24)</sup>を中心とした校内における支援体制の整備に取り組んできました。特別支援学級<sup>(注25)</sup>を全ての学校に設置できる条件も整えました。また、学校選択制により、入学する中学校をブロック内から選択できるようにしました。

今後も引き続き、学校の教育環境を計画的に整備し、効果的に人材などを活用していくことが求められています。



## 今後3年間の取り組みの方向性

学校教育編では、今後11年間を通じて『生きる力』の育成を目指します。

子どもがこれからの変化の激しい社会の中で自立して生きていくためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視した「生きる力」を育むことが重要です。

そのため、これからの3年間、4つの目標を掲げ、18の施策および関連事業に取り組みます。

「確かな学力」… 基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力です。また、学習意欲も重要な要素です。

「豊かな心」… 自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労の尊さを重んじる心などです。

「健やかな体」… たくましく生きるために必要な健康や体力のことです。

※参考文献：中央教育審議会答申（平成20年）、学習指導要領（平成20年）総則編・道徳編

※学力の捉え方については、「新学習指導要領における新たな学力観」（122ページ）をご覧ください。

## 目標1 子どもの学びを豊かにします

子どもの「学び」とは、人、もの、事柄との出会いや体験を通して、また、目的を持って考えたり調べたり、友だちと意見を交換したりすることによって、新たな見方や考え方を、自ら身に付けていくことと捉えています。

子どもにとって、学びが魅力的なもの、価値あるものになるよう、また子どもが学ぶ楽しさとともに自分の力や成長を感じ、学ぶことの大切さを実感できるよう、学びを豊かにすることを目指します。

この目標の下、学校で展開される教育活動を充実させるとともに、子ども一人一人の教育的ニーズに応じて必要な指導・支援を行う支援教育<sup>(注10)</sup>の充実を図ります。そして、グローバル化や情報化の進展といった社会的背景を踏まえ、今後より一層求められる国際コミュニケーション能力<sup>(注21)</sup>や高度情報化社会を生きていく力の育成を目指した国際教育や情報教育を充実させます。また、義務教育9年間を見通し、子どもの発達の段階や学びのつながりを重視した教育(小中一貫教育<sup>(注7)</sup>)の構築を進めるなど、校種<sup>(注26)</sup>間の連携を推進します。

## 施策（１）教育活動の充実

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を目指した①から③の取り組みにより教育活動の充実を図ります。

- ①子どもの学力や学習状況を客観的に把握し、授業研究を計画的に実施して「分かる授業」「学ぶ楽しさを実感できる授業」づくりに努めるなど、学校全体で学力向上の取り組みを推進します。また、家庭と連携して子どもの学習習慣の確立を図ります。
- ②さまざまな教育活動を通して、道徳教育や男女共同参画などを含む人権教育の推進を図るとともに、関係諸機関と連携してキャリア教育<sup>(注13)</sup>を推進します。また、文化的行事を開催するなど、優れた音楽や芸術作品などに触れる機会を設けるとともに、文化部や運動部など、子どもが取り組む文化・スポーツ活動を支援します。
- ③生活習慣を見つめ直す指導の充実を図るとともに、体力や運動能力に関する実態を把握し、それを活用して体育の授業の改善や家庭・地域と連携しながらスポーツに親しむ機会の確保・充実に努めます。また、家庭・地域と連携して食に関する指導の充実を図り、食事の大切さを理解し、望ましい食生活を営めるよう、食育を推進します。

**[関連事業]** ※関連事業の表の見方については、114 ページをご覧ください。

事業名	学力向上事業【教育指導課】【教育政策担当】				
概要	「横須賀市学力向上推進プラン」に基づき、学力向上の取り組みの充実を図ります。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	各学校が作成する「学力向上プラン」充実のための指導主事 <sup>(注27)</sup> の派遣	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学力向上推進担当者会 (総括教諭等学校運営推進者連絡会)	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小学校高学年一部教科担任制 <sup>(注28)</sup> モデル校	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小学校放課後学習ルーム・サポートティーチャー <sup>(注29)</sup>	—	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	家庭学習用データベースバンク	整備・充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	横須賀市学力向上推進プロジェクト協議会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	横須賀市学習状況調査 <sup>(注30)</sup>	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	キャリア教育 <sup>(注13)</sup> 推進事業【教育指導課】				
概要	児童生徒一人一人に、望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けさせるために、学校と地域および学校間で円滑な接続を図ることができるようにします。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	横須賀市キャリア教育推進協議会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	よこすかキャリア教育推進事業事務局（横須賀商工会議所内）	設置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
キャリア教育担当者会 (総括教諭等学校運営推進者連絡会)	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	

事業名	学校図書館活性化事業【教育指導課】				
概要	児童生徒の読書への関心や主体的な学習の力を高めるために、学校図書館機能の充実を目指し、研究委託校1校へ学校図書館活性化担当非常勤職員を派遣します。また、使いやすい・使いたい学校図書館にするために、学校の要望に応じて臨時職員を派遣します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	学校図書館活性化のための非常勤職員・臨時職員の派遣	実施	⇒⇒⇒	—	—

事業名	学校図書館機能の充実【教育指導課】				
概要	学校図書館司書教諭を対象とし、その役割や具体的な活動、学校図書館ボランティアの募集や活用方法などを研修内容とした「司書教諭研修講座」を開催し、学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」としての機能の充実を目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	司書教諭研修講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	学校人権教育推進事業【教育指導課】				
概要	人権教育の研修などの充実を図り、教員が人権尊重の理念について理解を深め、人権教育を推進することを目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	人権教育研修講座	年4回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	人権教育指導者養成講座	年3回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	人権団体主催の研修会などへの参加	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	道徳教育推進事業【教育指導課】				
概要	道徳教育の研修などの充実を図り、教員が道徳教育の指導上の諸問題を研究協議するなどしてその解明を図り、指導力を向上させることにより、道徳教育を推進することを目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	道徳教育連携推進講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	道徳教育担当者会 (総括教諭等学校運営推進者連絡会)	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	健康教育・食教育の推進【学校保健課】				
概要	身体的、精神的、社会的健康の保持や孤食 <sup>(注31)</sup> 、偏食をなくす他、アレルギーや感染症、肥満などを予防するために、健康教育・食教育を進めます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	教職員研修会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	健康教育・食教育の家庭への理解・啓発	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の推進【学校保健課】				
概要	市立学校（小、中、高、特別支援）で喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教室を開催し、児童生徒が薬物乱用などによる心身への影響を理解するとともに意識の啓発を図ります。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教室	全校 年1回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	教育課程研究会 <sup>(注32)</sup> の実施【教育指導課】				
概要	各教育課程研究会を通して、教育課程 <sup>(注11)</sup> の実施に伴う指導上の諸問題を研究協議し、その解明を図り、教員の指導力の向上に資するとともに、学校教育の改善および充実を目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	幼稚園教育課程研究会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小学校教育課程研究会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	中学校教育課程研究会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	高等学校教育課程研究会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	幼児教育充実事業【教育指導課】				
概要	市立幼稚園2園の「幼児教育センター的な役割」を強化し、その施設や機能を生かして子育て支援を充実させます。また、幼児期における教育課題に取り組んだ成果を市内に発信するとともに、療育相談センターなどと連携して障害のある子どもを受け入れる仕組みをつくり、市立幼稚園2園が「幼稚園教育のモデル的な役割」を担えるようにします。このような取り組みに加え、私立幼稚園、市立・私立保育所と連携して幼児教育振興プログラムについて検討し、本市幼児教育の充実を図ります。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	子育て支援教室の開催・園の開放	拡充の検討	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	公開保育・研究発表	年2回実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	幼稚園教育実践リーフレット	—	作成・配布	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	障害のある子どもの受け入れ	検討	⇒⇒⇒	実施	⇒⇒⇒
	幼児教育振興プログラム <sup>(注33)</sup>	—	*国の計画策定に合わせて検討する。 (時期未定)		
	幼稚園教育課程研究会を活用した私立幼稚園、市立・私立保育所との連携	実施	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	市立高等学校教育充実事業【教育政策担当】				
概要	開校(平成15年)より10年を迎える市立横須賀総合高等学校のこれまでを振り返り、高校教育の充実を目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	課題などの検討	—	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	教育施策調査研究事業【教育政策担当】				
概要	教育の充実を目指して、教育の現状把握や教育課題の解決を図るための調査・研究を行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	各種調査・研究	—	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	芸術鑑賞会の開催【教育指導課】				
概要	児童がよこすか芸術劇場・横須賀美術館で、優れた演奏や作品を鑑賞する機会を設け、豊かな心を育てることを目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	オーケストラ鑑賞会（5年生）	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	ミュージカル鑑賞会（6年生）	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	美術作品鑑賞会（6年生）	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	子どものための音楽会の開催【教育指導課】				
概要	子どもがよこすか芸術劇場で、横須賀を主題とした芸術作品（組曲「横須賀」）に直接触れる機会を設けることにより、郷土を愛する心を育てます。また、吹奏楽部の合同バンドによる演奏や小中学生の作詞・作曲による作品の演奏を聴くことにより、文化活動への関心および意欲の向上を目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	子どものための音楽会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	児童生徒研究推進事業【教育研究所】				
概要	児童生徒の自主的な研究を集めて発表することにより、児童生徒の探究心を向上させるとともに、思考力、表現力の育成を目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	研究収録	発行	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	児童生徒指導行事事業【教育指導課】				
概要	児童生徒の研究・作品などを発表する場を設けることにより、児童生徒一人一人の学習意欲、創作意欲の向上を目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	児童生徒書写作品展	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小学生創意くふう展	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	中学校吹奏楽発表会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	児童生徒造形作品展	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	中学生創造アイデアロボットコンテスト	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	中学校主張大会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	中学校演劇発表会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	読書感想画展	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	本を楽しもう展	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	読書感想文コンクール	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	読書感想画コンクール	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校文集	発行	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	作詞・作曲入選集	発行	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
読書感想文集	発行	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	

事業名	文化部各種大会派遣事業【教育指導課】				
概要	全国・関東大会に市内中学生、高校生の文化部優秀部員を派遣することにより、生徒が身に付けた技量を発揮することを目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	全国・関東大会参加に係る支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	中学校文化部指導者派遣事業【教育指導課】				
概要	専門の技術指導者を派遣し、生徒の技術習得を支援するとともに、顧問の負担軽減と部活動の活性化を目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	技術指導者	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	高等学校文化部育成事業【教育指導課】				
概要	専門の技術指導者を派遣し、生徒の技術習得を支援するとともに、顧問の負担軽減と部活動の充実を目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	技術指導者	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	吹奏楽部活動奨励事業【教育指導課】				
概要	中学校吹奏楽部の活動に必要な楽器の修理・更新、および指導力の向上をねらいとした実技研修会を開催することにより、吹奏楽部の活動の充実を目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	楽器の修理・更新	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	実技研修会	年3回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

[スポーツ編：再掲]児童生徒健康・体力向上推進事業【スポーツ課】(86ページ参照)

[スポーツ編：再掲]学校体育授業サポート事業【スポーツ課】(87ページ参照)

[スポーツ編：再掲]新体力テスト測定員養成事業【スポーツ課】(87ページ参照)

[スポーツ編：再掲]運動部活動指導者派遣推進事業【スポーツ課】(88ページ参照)

[スポーツ編：再掲]全国大会出場などへの支援事業【スポーツ課】(88ページ参照)



## 施策（２）支援教育の充実

特別支援学校<sup>(注34)</sup>や特別支援学級<sup>(注25)</sup>を含めた学校支援体制の充実を目指します。さらに、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を行うために、学校支援体制を整備し、各種相談員、介助員<sup>(注22)</sup>、日本語指導員<sup>(注23)</sup>などを配置します。また、これからのより良い支援教育<sup>(注10)</sup>の在り方について、総合的に検討します。

### [関連事業]

事業名	支援教育推進事業【支援教育課】				
概要	支援や配慮を必要とする幼児・児童生徒のさまざまなニーズに総合的に対応することにより、日常の教育活動の充実を目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	(仮称)横須賀市支援教育推進委員会	設置準備	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	相談支援チーム連絡会議	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	各種介助員	配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	不登校 <sup>(注5)</sup> 対策事業【支援教育課】				
概要	不登校の未然防止、不登校状態の改善および学校内外での児童生徒の居場所づくりを目指し、NPO <sup>(注35)</sup> などと連携を図った活動を展開します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	ふれあい相談員 <sup>(注9)</sup>	全小学校に配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	訪問相談員 <sup>(注9)</sup>	全中学校に配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校・フリースクール <sup>(注37)</sup> 等連携協議会	年3回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	ハートフルフォーラム 進路情報説明会・不登校相談会	年2回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	問題行動等未然防止推進協議会	年2回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	相談教室 <sup>(注38)</sup>	5教室運営	⇒⇒⇒	6教室運営	⇒⇒⇒
	スクールソーシャルワーカー <sup>(注36)</sup>	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	日本語指導推進事業【支援教育課】				
概要	外国籍児童生徒に初歩的な日本語の力を付けさせるなど、一人一人のニーズに応じた支援を行うことにより、学校生活に適應する力を付けることを目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	日本語指導員(注23)	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	国際教育コーディネーター(注39) (1名)	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	国際教室での翻訳・通訳	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



ネイティブ・スピーカーによる英語の授業

### 施策（3）国際教育の推進と英語教育の充実

市立学校（小、中、高、特別支援）に外国語指導助手（ALT<sup>（注19）</sup>）などを配置し、英語学習への意欲や国際理解への関心を高めるなど、将来を担う子どもの国際コミュニケーション能力<sup>（注21）</sup>の育成を推進します。

#### [関連事業]

事業名	国際コミュニケーション能力育成事業【教育指導課】				
概要	市立学校（小、中、高、特別支援）にALTを配置し、児童生徒がネイティブ・スピーカー（英語を母語としている話者）と直接触れ合う時間を増やすことにより、小・中・高の12年間で、国際海の手文化都市横須賀の将来を担う児童生徒の国際コミュニケーション能力を育成することを目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	ALT （外国人英語教員配置の中学校 5校を除く）	配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	外国人英語教員活用事業【教育指導課】				
概要	ネイティブ・スピーカーを外国人英語教員（FLT <sup>（注20）</sup> ）として採用することにより、児童生徒の国際コミュニケーション能力の向上および国際教育の充実を目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	FLT（各校1名）	中学校5校 に配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	高等学校国際交流支援事業【教育指導課】				
概要	オーストラリア・クイーンズランド州・ゴールドコースト市にあるエラノラ高校と国際交流を実施することなどを通して、市立横須賀総合高等学校の国際教育を推進します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	横須賀総合高校生徒 長期留学	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	エラノラ高校生徒 受け入れ	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	短期留学（隔年相互）	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

## 施策（４）情報教育の推進

高度情報化社会を生きていく力を持った子どもを育成するために、子どもが情報手段を選び、必要な情報を収集・選択・処理・発信する授業を通して、情報活用能力<sup>(注40)</sup>や情報モラル<sup>(注17)</sup>の育成を推進します。そのために、ICT<sup>(注18)</sup>に関する専門の支援員を配置します。

### [関連事業]

事業名	情報活用能力の育成【教育研究所】【教育指導課】				
概要	教員の適切で有効なICTの活用の推進や情報活用能力の育成についての知識・技能を向上させることを通して、児童生徒が情報を収集・整理し、自らの考えを表現していく力を育てます。また、情報化社会における子どもの正しい判断力や望ましい態度を養うとともに、インターネットや携帯電話を健全に利用しようとする意識を育てます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	ICTの有効活用と情報活用能力の育成を意識した授業事例集	作成	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	発達段階に応じた情報モラルの育成に関する授業事例集	作成	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	情報活用能力の育成に関するカリキュラムのモデル	—	作成	充実	⇒⇒⇒
	情報活用能力育成のための指導・助言	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	教育情報化支援員の派遣【教育研究所】				
概要	最新のICT専門知識や操作スキルを持つ支援員を市立学校（小、中、特別支援）に派遣し、子どもの情報モラルの育成やICTを活用した授業の支援を行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	教育情報化支援員（各校1名）	派遣	⇒⇒⇒	—	—



ICTを活用した授業

## 施策（５）校種間連携の推進

幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校との連携を強化することにより子どもの円滑な成長・発達を促します。学校間では情報の交換や合同研修・研究を行って連携を深めるとともに、子どもの交流活動を行い、豊かな人間関係の育成を図ります。

特に義務教育9年間については、学びの系統性・連続性を重視した学習をさらに展開するために、小中学校合同での授業研究の在り方や、小学校高学年の一部教科担任制<sup>(注28)</sup>などについて研究を進め、小中一貫教育<sup>(注7)</sup>の構築を図ります。

### [関連事業]

事業名	小中一貫教育構築事業【教育政策担当】【教育指導課】				
概要	義務教育9年間を見通し、児童生徒の発達の段階や学びの系統性・連続性を重視した教育を行い、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成するために、小中一貫教育の構築を図ります。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	小中一貫教育に係る研究	—	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校が編成するカリキュラムの基となる指導資料	—	作成	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小中一貫教育研究委託校	—	設置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小学校高学年一部教科担任制モデル校（再掲：20ページ）	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	フォーラム	—	—	実施	⇒⇒⇒

本計画で述べている小中一貫教育は、小中学生が共に同じ校舎で学校生活を送る施設一体型の小中一貫校を指すものではなく、その目指すところは、義務教育9年間を一体と捉えた教育の充実を図ることです。

通学区域を共にする小中学校の教員が、児童生徒や地域の実態をもとに、指導の在り方や具体的な教育活動を協働して考え、計画・実施・検証していくことにより、義務教育9年間の学びの系統性・連続性を重視した教育の充実を図ります。

小中一貫教育は、学力の向上、人間関係を形成する力の育成、自尊感情の高揚などを図る有効な方法であると捉えています。

事業名	就学前教育と小学校教育の連携推進事業【教育指導課】				
概要	幼稚園・保育所と小学校との合同研修会の開催や研究組織によるカリキュラムのモデルの作成により、就学前教育と小学校教育の円滑な連携を目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	合同研修会	年4回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小学校におけるスタートカリキュラム <sup>(注41)</sup> のモデル	検討	作成	—	—
	就学前教育におけるアプローチカリキュラム <sup>(注42)</sup> のモデル	検討	作成	—	—

事業名	就学前児童学校給食体験事業【学校保健課】				
概要	小学校生活への期待をより高められるよう、幼稚園・保育所の年長児が学校給食を食べる機会を提供します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	給食体験	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



就学前児童の学校給食体験

## 目標2 学校の組織力や教職員の力を高めます

学校が自校の教育目標の実現を目指して、特色ある教育活動を展開し、教育の質を高めるために、学校の組織力、教職員の力を高めます。

学校の組織力とは、学校を運営し、改善していく組織としての力であり、教職員の力とは、組織の一員として、また、校長や教員などそれぞれの役割に必要な資質・能力です。

これらの力を高めるために、学校が主体的に自校の取り組みを振り返り、組織的・継続的に学校運営改善の充実を図ります。特にさまざまな教育活動の中心的な担い手である教師一人一人が、授業や教育活動について研究を深めるとともに、自己の資質や能力を高めるための研修に努めることができるよう、教職員の研究や研修を推進します。

この目標2を達成する上で、学校や教師に求められる姿には、次のような要素が重要であると考えます。

### 【求められる学校像】

- ・「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を図る教育を通して、子どもの「生きる力」を育む学校
- ・教職員一人一人が学校教育目標の実現を目指して、組織的・計画的に教育活動を推進する学校
- ・異校種<sup>(注26)</sup>や家庭・地域との連携を図りながら教育活動を推進する学校
- ・安全で快適な環境が整い、子ども一人一人が安心して学ぶことができる学校

### 【求められる教師像】

- ・教職に対する情熱を持ち、子どもと共感できる教師
- ・教育に関する専門的な知識と技術を持つ教師
- ・変化に対応できる課題解決能力を持つ教師

※教職員の定義：本計画において「教職員」とは、校長、副校長および教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、学校栄養職員、事務職員、学校用務員ならびに学校給食調理員を言います。



## 施策（6）学校運営改善の充実

児童生徒、保護者へのアンケートや学校評議員<sup>(注43)</sup>の役割を生かしながら、教育活動や学校運営について検証を行うなど、「学校評価」を充実させ、組織的・継続的に教育活動や学校運営の充実・改善を図ります。また、学校評価の結果について広く公表し、地域や保護者などから、理解・協力を得ることに努めます。

「学校評価」には、次の実施手法があります。

- ①「自己評価」・・・学校の教職員が外部アンケートなどを活用しながら、教育活動や学校運営などについて評価する。※法令上の実施義務
- ②「学校関係者評価」・・・学校評議員や保護者・地域住民などで構成される組織が「自己評価」の結果を評価する。※法令上の努力義務
- ③「第三者評価」・・・学校と直接関係がない専門家などが客観的に「自己評価」および「学校関係者評価」の結果を評価する。  
※法令上の実施義務・努力義務共になし

本市では、①と②を実施し、教育活動や学校運営の充実・改善を図っていきます。

### [関連事業]

事業名	学校評価推進事業【教育政策担当】【教育指導課】				
概要	学校が学校評価を適切に実施し、教育活動や学校運営の充実・改善を図ることができるよう、学校評価の推進に努めます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	学校評価に関する指導・助言	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校評価アンケート調査集計業務委託	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	指導力向上学級改善支援員派遣【支援教育課】				
概要	全教員を対象とした指導力の向上や学級改善のために、校長経験者などを支援員として採用し、各学校の要請に応じて、市立学校に派遣します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	指導力向上学級改善支援員	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



### 施策（7）教職員の研究・研修の充実

人材育成を進めるための研修計画を立案し、教職員の資質向上、指導力向上への取り組みを充実させていきます。特に、新学習指導要領<sup>(注44)</sup>の趣旨を実現するための研修、教育課題に対応した研修、授業力向上を目指した研修、組織的な学校づくりにつながる協働性を重視した研修などを充実させます。また、今日的な課題について、調査研究を充実させ、その成果を効果的に発信します。

#### [関連事業]

事業名	新しい教職員研修体系の作成【教育研究所】				
概要	さまざまな研修を一つの体系にまとめ、求められる学校像や教師像を基に、教職員研修の内容などをコーディネートします。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	新しい研修体系	作成	検証	確定	実施

事業名	経験年数や職務に応じた研修の実施【教育研究所 他】				
概要	教職員としての基礎的事項からマネジメント <sup>(注45)</sup> 向上に関する研修などを、教職員経験年数に応じて実施します。また、職務に応じた専門的事項に関する研修を充実させ、教職員の資質向上を目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	研修体系に基づく研修	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	経験年数の少ない教員を対象にした研修の充実【教育研究所】				
概要	経験年数の少ない教員を対象に、指導力、特に、授業力の向上を中心とした研修を実施します。その際、校外研修とともに、同僚性 <sup>(注46)</sup> を生かした校内研修を充実させます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	研修体系に基づく研修	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	理科研修講座の開催【教育研究所】				
概要	専門機関、市立高等学校、小中学校理科研究会との連携を図り、教育研究所の理科センター機能を活用しながら、基礎的な観察・実験など、小・中・高等学校の授業に対応できる研修講座を充実させます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	理科研修講座	開催	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	教員のICT <sup>(注18)</sup> 活用研修の充実【教育研究所】				
概要	教員のICT活用指導力を高めるため、ICTの活用方法や情報セキュリティ <sup>(注47)</sup> について、研修の内容を充実させます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	集合研修	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	出前研修	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	選択研修の推進【教育研究所】				
概要	教職員のライフステージに応じた力量を形成するために、また、教職員としての自己研さんを積むために、選択研修の幅を広げ、充実させます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	選択研修	実施	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	「よこすか教師塾」の実施【教育研究所】				
概要	横須賀市で教師になりたいという情熱を持った人材を発掘し、採用後、学校で即戦力として活躍できるような人材を育成するため「よこすか教師塾」を開設します。教員志望の学生を対象とした「よこすか教師未来塾」と、市立学校勤務の臨時的任用職員、非常勤職員を対象とした「よこすか教師希望塾」で構成します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	よこすか教師未来塾	検討	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	よこすか教師希望塾	検討	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	カリキュラムセンター機能の充実【教育研究所】				
概要	教育研究所図書資料室の環境整備を行い、教員の授業研究や教材研究を支援します。蔵書などの充実を始め、市内の教員が作成した指導案、授業に役立つ教材教具などの展示閲覧コーナーを整備し、カリキュラムセンター機能の充実を図ります。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	教科ごとの図書資料の整備	実施	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	教材教具・指導案の紹介	検討	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	研究員会 <sup>(注48)</sup> による教育課題研究の推進【教育政策担当】				
概要	学校における教育実践のさらなる充実のために、研究会 <sup>(注49)</sup> と連携して実践的・実証的な研究に取り組みます。また、研究の成果を学校に発信し還元することを通して教育実践の充実につなげます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	教育課題の解決に向けた研究員会	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	研究員会の在り方	—	検討	⇒⇒⇒	見直し



教員研修



教育研究所図書資料室

### 施策（8）学校における校内研究・研修への支援の充実-----

教員の指導力の向上を図り、子ども一人一人に、より質の高い教育を実践するために、学校における研究・研修を支援します。そのために学校が学識経験者などによる指導・助言を受け、研究成果を他の学校に還元できるように仕組みを整えます。また、人材育成につながる校内研究の進め方などに関する訪問研修を行います。

#### [関連事業]

事業名	校内研究・授業研究への指導・助言の充実【教育指導課】				
概要	教員の指導力向上に向け、校内研究や授業研究を通して、指導主事 <sup>(注27)</sup> が指導・助言を行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	校内研究・授業研究での指導・助言	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	研究委託事業【教育指導課】				
概要	研究会 <sup>(注49)</sup> および学校に研究を委託し、研究を通じて、教員一人一人の資質や指導力を向上させることを目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	学校および研究会への研究の委託	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	指導主事の派遣	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	人材育成推進支援【教育研究所】				
概要	各学校の児童生徒の実態に応じた授業づくりなどをテーマとし、要請に応じて訪問研修を行うなど、校内研究の円滑な運営を支援しながら人材育成を行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	訪問研修	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

### 施策（9）教員が子どもと向き合う環境づくりの推進 -----

教員が子どもと向き合う環境をつくるために、コンピュータなどを活用した校務処理を推進して事務業務の効率化を図るとともに、外部人材の活用を充実させます。また、学校への各種調査などの見直しによる事務負担の軽減などに、学校と教育委員会が一体となって取り組むために、総合的な支援策を検討します。

#### [関連事業]

事業名	校務支援システムの活用推進【教育研究所】				
概要	成績や授業時間数の管理などの事務処理を効率化し、教員が今まで以上に子どもと向き合う時間を確保するため、校務支援システム <sup>(注50)</sup> の活用を推進します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	校務支援システム	—	運用	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
行動計画	教員の校務在宅接続システム <sup>(注51)</sup> の導入	—	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	学校運営支援事業【支援教育課】				
概要	複雑な法律問題への対処方法について、校長および幼稚園長が弁護士から指導・助言を得ることで、問題の早期解決を図り、学校が学習指導や児童生徒指導など本来の業務に専念できるようにします。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	校長および幼稚園長からの要請に基づく、担当弁護士 <sup>(注52)</sup> との法律相談の場の設定	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	子どもと向き合う環境づくりに向けての総合的な支援策の検討【教育政策担当】				
概要	学習指導など、子どもに直接関わる指導の時間を確保するために、事務的な業務の効率化を図る手立てを講ずるなど、学校と教育委員会が一体となって取り組むための方策について検討し、教員が子どもと向き合う環境づくりに取り組みます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	子どもと向き合う環境づくりを検討するための組織	検討	設置	—	—
行動計画	子どもと向き合う環境づくり	—	検討	試行・検証	⇒⇒⇒

〔学校教育編：再掲〕 中学校文化部指導者派遣事業【教育指導課】（26 ページ参照）

〔学校教育編：再掲〕 高等学校文化部育成事業【教育指導課】（26 ページ参照）

〔スポーツ編：再掲〕 運動部活動指導者派遣推進事業【スポーツ課】（88 ページ参照）

### 目標3 学校・家庭・地域で連携して子どもを育みます

学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てていくため、地域の人々の教育力と地域にある学習環境の活用を推進します。

このような家庭・地域との連携を推進するために、学校が教育方針や特色ある教育活動、子どもの様子などを家庭・地域に知らせ、理解や協力を求めるなど、開かれた学校づくりの充実を図ります。

#### 施策（10）開かれた学校づくりの充実

保護者や地域住民などが子どもの様子や学校教育活動の状況について知り、学校への理解を深めることができるように、授業参観の実施など積極的に学校を公開します。また、「学校評価」を活用して、保護者・地域住民などとの連携・協力による学校づくりを充実させます。

#### [関連事業]

事業名	「学校へ行こう週間」の実施【教育指導課】				
概要	全ての市立学校が学校公開期間（学校へ行こう週間）を設け、保護者や地域住民に学校の様子を身近に感じてもらい、学校に対する理解と支援を一層深めることを目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	学校へ行こう週間	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	「(仮称)教育委員会だより」の発行【教育政策担当】				
概要	市民に向けて、学校の取り組みや学校での子どもたちの様子、教育委員会の取り組みを「(仮称)教育委員会だより」を通して発信します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	(仮称)教育委員会だより	検討	発行	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

[学校教育編：再掲] 学校評価推進事業【教育政策担当】【教育指導課】(34 ページ参照)

## 施策（11）家庭との連携による生活・学習習慣の確立

家庭と連携して、望ましい生活習慣(あいさつ、十分な睡眠や朝食の摂取、規則正しい生活リズムなど)や家庭での学習習慣の確立に努めます。

### [関連事業]

事業名	生活習慣向上推進事業【教育政策担当】				
概要	児童生徒の保護者に、生活改善に向けてのリーフレットを配布し、児童生徒の望ましい生活習慣の確立を目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	子どもの生活状況の分析	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	(仮称)生活習慣向上推進協議会	—	—	年3回開催	—
	生活習慣向上に向けた啓発リーフレット	—	—	配布	⇒⇒⇒

[学校教育編：再掲] 学力向上事業【教育指導課】【教育政策担当】(20ページ参照)

[学校教育編：再掲] 健康教育・食教育の推進【学校保健課】(22ページ参照)

[スポーツ編：再掲] 児童生徒健康・体力向上推進事業【スポーツ課】(86ページ参照)



家族だんらんの食事風景

### 施策（12）地域教育力の活用の充実

学校が、家庭や地域との連携を一層深め、社会全体で子どもを育てていくために、地域住民や学生ボランティアなどの人材を活用できる体制を充実させます。

#### [関連事業]

事業名	学校いきいき事業【教育指導課】				
概要	学校と保護者・地域との連携や校種 <sup>(注26)</sup> 間の連携を一層図ることにより、地域で子どもを育てていく体制を構築することを目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	学校教育支援ボランティア <sup>(注53)</sup> の活用の支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	地域の教育力の活用の支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小中連携の取り組み	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校評議員 <sup>(注43)</sup> の活用の支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

### 施策（13）放課後等児童対策の検討

小学生の学習支援など学びの場として、また、安心して過ごせる場として、放課後や休業日などの学校の活用について検討します。

#### [関連事業]

事業名	放課後等児童対策の検討【教育政策担当】【教育指導課】				
概要	学習支援など、放課後などに学校を活用した学びの場づくりについて検討することと併せて、児童が安心して過ごせる場づくりについても他部局と連携し検討します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	放課後等児童対策	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小学校放課後学習ルーム・サポーターティーチャー <sup>(注29)</sup> (再掲：20ページ)	—	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



## 目標4 教育環境を整備し、充実させます

子どもが安全で安心した学校生活を送ることができるようにします。また、教育の質の向上を図るために、計画的に学校の教育環境を整備し、充実させるとともに、就学支援の充実を図り、教育の機会均等を確保します。

### 施策（14）学校の適正規模・適正配置の推進

学校の規模(学級数)による学習面、生活面、学校運営面などを考慮し、より高い教育効果が得られる規模を「適正規模<sup>(注54)</sup>」として、学校規模の適正化を進めます。そのため地域の実情に合わせて通学区域の見直しや学校の統廃合を行います。

#### [関連事業]

事業名	学校再編推進事業【教育政策担当】				
概要	保護者、地域住民、学校関係者で構成する地域別協議会を設置して、「現在と未来の子どもたちのより良い教育環境のために」という共通の視点で、学校の規模や配置に関する適正化方策を検討します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	地域別協議会による検討	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	「適正規模及び適正配置に関する基本方針」の見直し	—	*国の制度改正に合わせて検討する。 (時期未定)		

事業名	学校統合推進事業【教育政策担当】 学校統合整備事業【学校管理課】				
概要	平成25年4月の平作小学校と池上小学校の円滑な統合に向け、保護者、地域住民、学校関係者で構成する統合推進連絡協議会を設置し、さまざまな課題の解決や調整を図ります。併せて、統合後の教育環境に支障がないよう、学校施設を整備します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	統合推進連絡協議会	設置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	—
	学校施設の整備	検討	実施	⇒⇒⇒	—

### 施策（15）就学支援などの充実

経済的な理由により就学が困難な家庭に対して、就学支援に関する制度について周知を図り、教育の機会均等を確保します。

#### [関連事業]

事業名	就学奨励扶助事業【支援教育課】【学校保健課】				
概要	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、修学旅行費、学校給食費などの就学援助費を支給します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	就学援助費	支給	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	奨学金支給事業【支援教育課】				
概要	経済的理由により就学が困難な本市在住高校生に、奨学金を支給します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	奨学金	支給	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



諏訪小学校完成イメージ図

## 施策（16）学校の安全・安心の推進

子どもが安全で安心した学校生活を送ることができるように、施設の整備を進めます。また、病気やけがなどの応急手当ができる体制づくりを推進します。

### [関連事業]

事業名	施設整備・維持管理業務【学校管理課】				
概要	教育環境の向上を図るため、施設整備業務として、外壁塗装工事、屋上防水工事などの営繕工事を行います。 学校施設を適正かつ良好な状態に維持管理するため、維持管理業務として、消防用設備や電気設備などの保守管理およびトイレ清掃などを行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	施設整備業務	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	維持管理業務	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	耐震補強工事関連事業（諏訪小学校建替）【学校管理課】				
概要	市立学校（小、中）の耐震補強工事は平成20年度で全校終了しましたが、諏訪小学校については、構造上の問題から、通常の耐震補強工事が困難であるため、建替えを行います。（平成24年度事業完了予定）				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	校舎および体育館建替工事	実施	⇒⇒⇒	—	—
	既存校舎解体工事	—	—	実施	—
	グラウンド整備等外構工事	—	—	実施	—

事業名	応急手当普及員 <sup>(注55)</sup> 資格者の全校配置【学校保健課】				
概要	学校における応急手当に対応できる安全・安心な体制づくりを進めるために、教職員を対象とした応急手当普及員の資格を得ることができる講習会を開催します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	応急手当普及員講習会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

### 施策（17）学校施設・設備の充実

学習活動を充実させ、子どもが快適に学校生活を送ることができるように、施設環境の向上を図ります。

#### [関連事業]

事業名	武道場建設事業【学校管理課】				
概要	中学校学習指導要領 <sup>(注44)</sup> における武道の必修化に伴い、武道を行うことができる設備を充実させます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	武道場建設	実施	⇒⇒⇒	—	—

事業名	学校トイレ改修事業【学校管理課】				
概要	児童生徒が快適に利用できるように、明るく爽やかなトイレに改修し、教育環境を向上させます。未改修トイレのうち1系統を改修します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	学校トイレ改修	—	—	—	実施

事業名	学校空調設備整備事業【学校管理課】【総務課】				
概要	夏季における児童の学習環境の向上を図るため、普通教室などの空調設備がまだ整備されていない小学校15校について空調設備を整備します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	空調設備の整備	実施	⇒⇒⇒	—	—

## 施策（18）学校緑化の推進

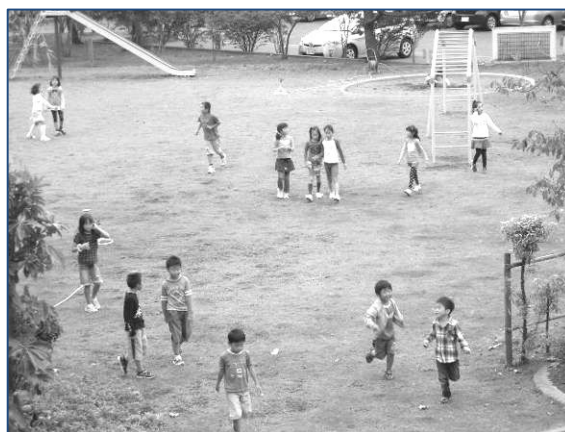
自然環境に対する感性を育てるとともに、緑の中で体を動かす場を充実させるため、学校の緑化を推進します。

### [関連事業]

事業名	校庭の芝生化事業【学校管理課】				
概要	温暖化対策はもとより、校庭の砂塵の飛散防止や児童の怪我の防止、および体力の向上など、教育的効果を図るため、小学校の校庭の一部を芝生化します。 なお、モデル校での検証結果および学校の意向を考慮して実施します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	校庭の芝生化（モデル校）	実施・検証	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



さわやかで明るい学校トイレ



校庭の芝生化

## 目標指標（学校教育編）

学校教育編の各目標の達成状況を測り、施策・事業を展開する上で参考とする指標について、掲載しています。

指標名	学習の基礎基本の習得状況 (小学校)	関連目標	目標1:子どもの学びを豊かにします
		関連施策	施策(1):教育活動の充実
概要	市立全小学校6年生の児童指導要録において、学年末評定(目標に準拠した評価3段階)が、2以上であった児童の割合から、学習内容の基礎基本の習得状況を測ります。		
基準値	96% (21年度)	目標値 (25年度末)	96% *19~21年度の最高値

指標名	学習の基礎基本の習得状況 (中学校)	関連目標	目標1:子どもの学びを豊かにします
		関連施策	施策(1):教育活動の充実
概要	市立全中学校3年生の生徒指導要録において、学年末評定(目標に準拠した評価5段階)が、3以上であった生徒の割合から、学習内容の基礎基本の習得状況を測ります。		
基準値	77% (21年度)	目標値 (25年度末)	78% *19~21年度の最高値

指標名	学校給食統一献立における 地場産(横須賀産)の使用品目	関連目標	目標1:子どもの学びを豊かにします
		関連施策	施策(1):教育活動の充実
概要	給食統一献立(24,000食)における地場産の使用品目から、食育や地産地消についての取り組み状況を測ります。		
基準値	8品目 (21年度)	目標値 (25年度末)	12品目 *使用可能な品目総数

指標名	いじめ解消率	関連目標	目標1:子どもの学びを豊かにします
		関連施策	施策(2):支援教育の充実
概要	小中学校で、年間に発生したいじめを解消した割合から、いじめへの対応の成果を測ります。		
基準値	94% (21年度)	目標値 (25年度末)	100%

指標名	不登校児童生徒の学校復帰改善率	関連目標	目標1:子どもの学びを豊かにします
		関連施策	施策(2):支援教育の充実
概要	学校に復帰した人数と状態の改善が見られた人数の合計の、全不登校 <sup>(注5)</sup> 児童生徒数に対する割合から、不登校対策の成果を測ります。		
基準値	小学校 55% 中学校 68% (19~21年度平均)	目標値 (25年度末)	小学校 58% 中学校 71% *基準値×1.05

指標名	英語によるコミュニケーション能力の習得状況	関連目標	目標1:子どもの学びを豊かにします
		関連施策	施策(3):国際教育の推進と英語教育の充実
概要	市立全中学校3年生の生徒指導要録において、英語の学年末観点別評価(3段階)「コミュニケーションへの関心・意欲・態度」「表現の能力」がB以上であった生徒の割合から、英語によるコミュニケーション能力の習得状況を測ります。		
基準値	75% (21年度)	目標値 (25年度末)	75% *19~21年度の最高値

指標名	経験年数に応じた研修の受講者による総合的な研修評価	関連目標	目標2:学校の組織力や教職員の力を高めます
		関連施策	施策(7):教職員の研究・研修の充実
概要	「経験年数に応じた研修」(初任者、教職1年・5年・10年・20年経験者対象)の各研修講座において、研修の受講者による総合的な研修評価(4段階)を実施し、研修の成果を測ります。		
基準値	3.6 (21年度)	目標値 (25年度末)	3.7 *19~21年度の上昇傾向 (約0.1上昇)を反映

指標名	朝食を欠食する児童生徒の割合	関連目標	目標3:学校・家庭・地域で連携して子どもを育みます
		関連施策	施策(11):家庭との連携による生活・学習習慣の確立
概要	朝食をほとんど食べない児童生徒の割合から、生活習慣の確立に向けた学校と家庭の連携状況を測ります。		
基準値	小学校(5年生) 2.5% 中学校(2年生) 4.9% (21年度)	目標値 (25年度末)	小学校(5年生) 0% 中学校(2年生) 0% *県の目標値を参考

指標名	学校空調設備の整備率	関連目標	目標4:教育環境を整備し、充実させます
		関連施策	施策(17):学校施設・設備の充実
概要	小学校の普通教室などにおける空調設備の整備率から、学校施設・設備の充実状況を測ります。		
基準値	50% (21年度)	目標値 (25年度末)	100% *23年度中達成を目標





## 4-2 社会教育編



横須賀美術館ボランティア企画イベント  
「海の広場のお花畑  
～くるくるお花で海の広場をいっぱいにして～」



## 4-2 社会教育編「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」

### 現状と課題

横須賀市では、市民一人一人が、「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」を目指し、社会教育施設的环境整備や学習活動支援を行っています。また、昨今は社会教育で学んだ成果を社会に生かす仕組みづくりが求められ、生かしたことが社会から適切に評価されることも必要とされています。さらに、学校教育との連携や、家庭や地域における教育力の向上のため、学校・家庭・地域のさらなる連携を推進することが重要となってきています。これらを踏まえ、社会教育における現状と課題をさまざまな観点から捉えます。

#### 1 生涯学習センターなどの生涯学習拠点施設の充実

本市の社会教育の中核的施設である生涯学習センターおよび地域に最も身近な生涯学習拠点施設であるコミュニティセンター<sup>(注56)</sup>においては、「生涯学習社会」の構築を目指すため、学習活動を行う場の提供と多様な学習機会の提供を行うだけでなく、学校・家庭・地域が連携するための地域の身近な学習拠点施設として環境整備・充実していくことが必要です。さらに、施設の専門性を高め、学習情報の収集・提供と学習相談の充実、学習成果を地域に生かす活動や地域活動への参加促進といった市民の多様な生涯学習活動の支援を行うために、施設の職員にはコーディネートを行うための資質も求められています。

#### 2 学習機会の充実

市民は、少子高齢化、科学技術の高度化、情報化など、社会・経済環境が大きく変化する中で、物質的豊かさだけでなく、精神的豊かさを得ようとしています。そして、生涯を通じて健康で、生きがいを持ち、自己の充実や生活の向上のためにさまざまな学習機会を求めています。市民の学習ニーズを的確に把握し、市民の求める多様な学習機会を提供しなければなりません。

また、社会教育事業に重要なことは、教育基本法の目標にある「公共の精神」に基づき、主体的に社会の形成に参画する市民をつくるという「人づくり」支援の視点です。「子ども」はもとより、子どもを育む「おとな」が個人の尊厳、正義や公共の精神などを尊重し、豊かな人間性と創造性を備えた人間とならなければなりません。本市においても、昨今の不安定な社会・経済情勢を踏まえ、人権を尊重するための学習、社会生活に必要な知識・技術の習得、コミュニケーション能力の向上など、自律した「市民」としての資質や能力の向上を図る学習機会が一層求められています。このため、教育委員会は、関係部局、高等教育機関、研究機関、NPO<sup>(注35)</sup>などの市民団体、民間教育事業者などの学習機会の充実を支援し、必要に応じて連携しながら、個人の学習ニーズとともに社会の要請に基づく学習機会を一層充実させていくことが求められています。

#### 3 学びの成果が生かせる社会

学習者自身が学習した成果を活用し、キャリアアップするだけでなく、社会に活用していくことで、ボランティア活動や地域の発展につなげていくことが求められています。さらに社会に生か

した学習成果を適切に評価されることが必要とされています。地球温暖化などの環境問題、貧富格差拡大などの経済問題など、グローバルなさまざまな問題が深刻化する中、人間・社会・環境・経済の共生を目指す循環型社会へ転換することで、「持続可能な社会」を構築することが求められています。学習成果を学習者自らが主体的に社会に還元することで社会全体の教育力の向上を図る「知の循環型社会<sup>(注57)</sup>」は、この「持続可能な社会」の基盤になると考えられています。そのため本市では、地域住民が進んで学校や地域で活躍できるように、学校や社会教育施設<sup>(注58)</sup>などで活動するボランティアを養成するとともに、学校や社会教育施設などにおいてボランティアとの橋渡し役となるコーディネーターの育成が求められています。

#### 4 家庭や地域における教育力

近年の都市化、核家族化、少子化の進行により、地域におけるつながりの希薄化が顕著となり、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。家庭は、子どもの教育における第一義的な責任を担っていますが、昨今の状況では家庭だけに責任を求めるのは難しい状況です。本市においても、家庭における教育の自主性を尊重しつつ、家庭や地域の教育力向上のため、学校・家庭・地域が一体となって連携し、活性化を図りながら、子どもを育てる環境づくりが求められています。

なお、本市では、NPO<sup>(注35)</sup>をはじめとする市民団体が、青少年の体験活動、ボランティア活動をはじめ、学校、家庭、地域の教育力を支える役割も果たしています。市民活動サポートセンターやボランティアセンターなどの市民活動支援施設とも連携し、これら市民団体のさらなる活動支援を行うことが必要です。

#### 5 文化財

本市には旧石器時代以降の長い歴史と三浦半島という風土の中で生まれ、そして受け継がれてきた多種多様な歴史・文化遺産があります。

【市内の重要文化財<sup>(注59)</sup>など】

- ◆国指定文化財（11件）：夏島貝塚、三浦安針墓、木造阿弥陀如来および両脇侍像（運慶作）、三浦半島の漁撈用具、スチームハンマーなど
- ◆県指定文化財（16件）：吉井貝塚から出土した骨角牙器・貝製品、虎踊、天神島・笠島および周辺水域など
- ◆市指定文化財（73件）：長井台地出土の旧石器時代石器群、三浦一族関連の史跡、後北条氏関連の古文書、会津藩士墓地など
- ◆国登録文化財（10件）：走水水源地煉瓦造貯水池、逸見浄水場配水池入口など
- ◆市民文化資産（24件）：明治憲法起草地記念碑、逸見波止場衛門など

これらの歴史・文化遺産を郷土の誇りとして守り、そして後世に伝えていくことが必要です。そのために地域で歴史・文化遺産の保護・活用に取り組む市民団体やボランティアガイドとの連携を強化し、市民協働による保存と活用を進めています。また、民俗芸能<sup>(注60)</sup>など人が人へ伝えていくものは指導者や後継者の育成が課題となっており、保存団体活動費補助金の交付や民俗芸能大会の開催により支援しています。この他、市内には478カ所の埋蔵文化財<sup>(注61)</sup>包蔵地があり、開発などに伴い発掘調査した成果は調査速報展や報告書の刊行により周知しています。

## 6 図書館

本市では図書館4館で図書の一般閲覧・貸し出しの他、サテライト<sup>(注62)</sup>館9館(田浦・逸見・衣笠・大津・浦賀・北下浦・武山・西の各コミュニティセンター<sup>(注56)</sup>図書室と、生涯学習センター図書室)および市政情報コーナー・YRP情報センター・長井コンビニエンスストアに配本を行い、運営しています。平成21年度の入館者数は1,129,941人、貸出冊数については1,613,569冊です。

今後の課題として、開館日・開館時間の拡大、サテライトの増設などが挙げられます。

## 7 博物館

自然・人文博物館では三浦半島の自然と歴史を、豊富な資料を基に、分かりやすく学習するための常設展示や特別展示・企画展示を開催しています。また、走水・観音崎地区を含めた自然観察ルートとしても利用でき、多様な動植物が生息する馬堀自然教育園、また、希少な海浜植物や海岸動物が生息し三浦半島に残された数少ない自然海岸の一つである天神島臨海自然教育園と隣接する天神島ビジターセンター、さらに横須賀製鉄所をつくりあげたフランス人技師ヴェルニーの功績と、横須賀製鉄所の意義を永く後世に伝えるために建てられたヴェルニー記念館などの施設の開放と展示資料の公開を行っています。

今後は特別展示の内容を常設展示に組み入れるなど、常設展示の一層の充実を図るとともに、自然観察会や歴史講座などの市民を対象とした学習会の開催や学校教育と連携した資料提供などの教育普及活動を積極的に行います。

## 8 美術館

美術館は、三方を緑の山に囲まれ、前面が大きく海に面した好環境の立地にあります。美術鑑賞のみならず周囲の自然を散策するなど、1日ゆったり過ごすことができます。

展覧会は、企画展を年6回開催しています。多くの方々に観覧していただくために、外国の作家の展覧会、地元作家の展覧会、子ども向きの展覧会など、1年を通じてバランスよく実施していきます。所蔵品展は、年4回の展示替えにより、多様な美術の表現に触れる機会を提供します。

教育普及活動は、美術への理解を深め、美術館に対して親しみを感じられるように、講演会やワークショップを多数開催しています。また、学校との連携を深め、鑑賞会や講演会などさまざまな事業を充実させることにより、子どもたちの美術教育に寄与しています。

多様な美術の表現に触れる機会を提供し、多くの市民に親しまれる美術館を目指しています。



## 今後3年間の取り組みの方向性

社会教育編では、今後11年間を通じて「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」を目指します。そのために、学校教育・家庭教育・社会教育に関する学習をはじめとしたさまざまな学習の機会や情報の提供の充実、生涯学習センター、図書館、博物館、美術館などの社会教育拠点施設の充実を図るとともに、その管理運営については、コスト意識を持った運営に努め、より効率的な経営形態を検討します。

さらに生涯学習が持つ大切な一面である学んだ成果が生かされ、生かしたことが社会から適切に評価されることにより、自己実現や高齢者が生きがいを感じられる社会の構築に向けた取り組みを推進します。特に今回の計画では、次世代の子どもへの育成に「学校・家庭・地域の連携」が強く求められていることを踏まえ、社会全体で教育力の向上に取り組む意識を醸成し、子どもを育てる環境を整備するための目標も設けました。また、市民が誇りとする郷土の歴史・文化遺産を保護・継承します。そのため、これからの3年間、5つの目標を掲げ、14の施策および関連事業に取り組めます。

### 目標1 市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります

生涯を通じた自己の充実や生活の向上のための学習、人権問題などの社会的な課題の学習など多様な学習機会の提供、社会教育施設<sup>(注58)</sup>などの学習する場の充実や活用の啓発、さまざまな学習情報の提供や学習相談の充実により、市民の主体的な学習活動を推進し、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる社会を目指します。

#### 施策(1) 多様な学習の機会の提供

生涯学習センターをはじめとする社会教育施設や地域に身近なコミュニティセンター<sup>(注56)</sup>では、市民の学習要求に基づき、生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいのある人生を送り、自己の充実や生活の向上のための学習や環境、国際理解、情報、まちづくりなど現代社会が抱える課題の学習、市民としての人間性を高める学習など多様な学習の機会を提供します。

## [関連事業]

事業名	市民大学事業【生涯学習課】				
概要	<p>市民の高度で多様な学習要求に対応し、教養を高め、能力を伸ばし、生涯を通じた自己実現を図るための講座と現代的課題、地域課題などの社会的に学習する必要がある講座を各年度とも50講座以上提供します。</p> <p>また、子どもを対象とした市民大学講座や地域のコミュニティセンター<sup>(注56)</sup>、大学などの機関を活用した講座を実施します。</p>				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	市民大学講座(前期・後期・夏期)	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	子ども対象市民大学講座「ジュニアカレッジ」	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	地域の大学・研究機関などと連携した講座	開催	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	コミュニティセンター出前市民大学講座	検討	一部センターで開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	課題対応、地域理解、職業能力向上、一般教養などの講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	生涯学習の啓発事業【生涯学習課】				
概要	<p>生涯を通じて学習することの意義や社会教育について、市民に理解を得るとともに、主体的に学ぶ意欲を喚起するため、ホームページや講座、イベントなどを通して生涯学習の啓発を行います。</p> <p>また、市民の生涯学習に関する意識や学習ニーズの調査を行い、生涯学習事業の推進に活用します。</p>				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	生涯学習の意義や社会教育に関するホームページでの啓発	—	検討	⇒⇒⇒	実施
	ウェルシティ祭・講演会などのイベントにおける生涯学習の啓発	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	生涯学習の啓発を行うポスターなど	—	検討・作成	作成	⇒⇒⇒
	生涯学習に関する市民アンケート調査	—	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	学習機会の提供事業【生涯学習課 他】				
概要	生涯学習を始めるきっかけを作る事業をはじめ、生涯を通じた自己の充実や生活の向上のための学習、「人づくり」や「まちづくり」の学習、地域に関する学習、社会の要請に基づく学習など多様な学習機会（講座・講演・イベント・ワークショップなど）を提供していきます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	自己の充実や生活向上を図るための学習機会	提供	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	人づくり・まちづくりに関する学習機会	検討 提供	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	地域課題対応など社会の要請に基づく学習機会	提供	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	高齢者や青少年など各世代に対応した事業の提供【生涯学習課 他】				
概要	高齢者や青少年など各世代で生じる課題に基づく学習および世代間の交流を図るための事業など、多様な学習機会を関係部局とともに提供していきます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	青少年の体験活動・ボランティア活動などの青少年対象事業	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	乳幼児の保護者などを対象とする講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	高齢期の準備に対応する講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	高齢者を対象とする講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	異世代間のコミュニケーションを図るための講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



市民大学



事業名	学習機会提供機関支援事業【生涯学習課 他】				
概要	健康増進・福祉・環境・情報・男女共同参画・国際理解・景観形成・職業支援・安全防災など社会の要請に基づいて関係部局が実施する講座や民間教育機関・各種団体が実施する社会教育を目的とした講座などは、生涯学習社会を実現するためにも必要な学習機会です。これらの学習機会の提供を広報活動などで支援し、必要に応じて事業連携を検討します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	関係部局が実施する講座の支援・連携	—	検討	実施	⇒⇒⇒
	民間教育機関・団体などが実施する社会教育講座の支援・連携	—	検討	実施	⇒⇒⇒

事業名	学習サークル支援事業【生涯学習課 他】				
概要	社会教育施設 <sup>(注58)</sup> などの趣味的な講座とカルチャーセンターなどの講座との根本的な違いは、地域の人を組織化することです。生涯学習センターやコミュニティセンター <sup>(注56)</sup> で実施する多彩な講座の終了時にサークル化（組織化）を推進します。サークルの育成を通して、主体的に活動し、地域課題を解決していく市民サークルが増えていくように支援するとともに、さらに各施設でサークルの協議会組織の活動を支援します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	学習機会提供後のサークル組織化	推進	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	サークルの育成	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	サークルの連絡協議会の活動支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	講座などのコーディネート事業【生涯学習課】				
概要	関係部局が実施する講座や講演などの年間の事業予定を収集し、関係部局に全庁情報を還元することで、類似講座の同時期の実施を防止し、バランスよく市民に提供できるようにします。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	講座・講演会などのコーディネート	—	検討	実施	⇒⇒⇒

## 施策（２）「人権教育・啓発」の推進

全ての人が人権尊重の意識を高め、主体的に人権問題に取り組むことができるようにするため、子どもから高齢期まで生涯を通じて人権を学べるよう、講座や講演会の開催を充実させ、人権教育・啓発を推進します。

### [関連事業]

事業名	人権教育啓発事業【生涯学習課】				
概要	人権に関わる講座・講演会の開催を充実させ、人権教育・啓発を推進します。講演会については毎年開催とし、講座については4つの分野において、開催回数にこだわらず、人権課題の焦点を絞りながら、内容の充実を図ります。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	人権を考える講演会	年2回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	同和問題を考える講演会	年1回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	子どもと人権講座	年3回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	暮らしの中の人権を考える講座	年2回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	歴史からみる人権講座	年3回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	人権セミナー	年5回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	人権団体主催の研修会などへの参加	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	人権学習推進事業【生涯学習課】				
概要	コミュニティセンター <sup>(注56)</sup> 、各学校PTA、その他学習グループなどからの人権に関わる学習会開催の要請に基づき、人権学習の出前教室を実施し、人権教育を行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	人権学習の出前教室	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

### 施策（3）学習の場の提供

生涯学習センターをはじめとする社会教育施設<sup>(注58)</sup>やコミュニティセンター<sup>(注56)</sup>では、地域の学びの拠点として管理運営を充実し、積極的に市民の学習活動に活用されるように啓発します。学習活動支援や地域の教育力向上を図るため、生涯学習センターでは社会教育に関わる職員の専門性を高めます。また、学校開放に当たっては、学校教育に支障がない範囲で活用を推進します。

#### [関連事業]

事業名	学校施設の開放事業【生涯学習課】				
概要	市立学校の施設を学校教育に支障のない範囲において地域団体・学習団体に開放し、社会教育の普及および青少年の健全な育成を図ります。今後各学校の管理状況が許す限りにおいて、利用状況を勘案しながら開放校の拡大を検討します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	和室などの施設の開放（6校）	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校図書館の開放（8校）	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	養護学校施設の開放（1校）	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	生涯学習センター管理運営事業【生涯学習課】				
概要	生涯学習センターについて、市民の生涯学習振興を図るとともに社会教育事業も実施する本市の生涯学習推進の拠点として、社会教育の専門性を有する指定管理者が適正な管理運営を行うことで、市民の学習活動支援を充実させます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	指定管理者による生涯学習センターの管理運営	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	指定管理者に対する指導・助言・監督・評価	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	人づくり、まちづくりに関する事業	共催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学習成果の地域還元に関する事業	共催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	文化財保護・啓発に関する事業	共催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	生涯学習センターの管理運営の検討【生涯学習課】				
概要	生涯学習センターについて、社会教育事業も行う本市の生涯学習拠点施設として、より良い管理運営の在り方などを検討し、社会教育に関する専門性と地域性を有する指定管理者の選考を行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	生涯学習センターの管理運営の在り方	—	検討	⇒⇒⇒	—
	社会教育の専門性と地域性を有する指定管理者の選考	—	—	準備	実施

事業名	コミュニティセンター <sup>(注56)</sup> の管理運営【生涯学習課 他】				
概要	地域に最も身近な施設であるコミュニティセンターにおいて、学習のための利用や社会教育に関する学習機会の提供事務を市民部に委任し、各行政センターなどが事業を行います。家庭教育学級 <sup>(注63)</sup> や高齢者学級などの実施協力を要請します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	学習室などの施設の提供や図書館と連携した図書室運営	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	家庭教育、高齢者学級など社会教育事業	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	社会教育施設 <sup>(注58)</sup> などの専門性向上と利用の啓発事業【生涯学習課 他】				
概要	生涯学習センター、図書館、博物館、美術館などの本市の中核的社会教育施設や地域の中核的生涯学習施設であるコミュニティセンターの管理運営を充実させ、施設ごとに専門性を高めます。また、施設の周知・利用促進の啓発を行い、多くの市民に学習活動の場として利用されるようにします。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	社会教育施設などの管理運営および専門性向上	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	施設の周知・利用促進の啓発	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	社会教育施設 <sup>(注58)</sup> などの相互連携【生涯学習課 他】				
概要	生涯学習センター、図書館、博物館、美術館などの本市の中核的社会教育施設や地域の中核的生涯学習施設であるコミュニティセンター <sup>(注56)</sup> のネットワークを強化し、事業連携を行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	生涯学習センター事業への博物館・美術館学芸員、社会教育主事 <sup>(注64)</sup> などの派遣	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	生涯学習センターとコミュニティセンターの事業連携	検討	一部センターで実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	生涯学習センターとコミュニティセンターの合同職員研修	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	社会教育職員研修事業【生涯学習課 他】				
概要	市民に社会教育事業を提供する職員（生涯学習センター指定管理者およびコミュニティセンター職員を含む）に対し、社会教育研修を実施する他、文部科学省、神奈川県教育委員会などが実施する研修会に職員を派遣し、専門的資質の向上を図ることで、市民の学習の場の充実を図ります。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	社会教育施設などの新規採用職員研修	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	社会教育事業を実施する職員の専門性向上を図る研修	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	社会教育主事、司書、学芸員などの専門職員の専門性向上のための外部研修	参加	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



生涯学習センター

### 施策（４）学習情報・学習相談の充実 -----

市民の主体的な学習活動を支援するために、多様な学習情報の収集、提供および学習相談をさらに充実させるとともに、さまざまな学習情報が市民に積極的に活用されるように啓発します。

#### [関連事業]

事業名	学習情報収集・提供事業【生涯学習課】				
概要	市民が主体的に学習活動を行えるように、生涯学習センターを中心に、講師、サークル、学習施設、さまざまな講座・イベント、社会教育事業など、文化・生涯学習に関する多様な情報の収集・提供を充実させます。また、情報提供事業の啓発を行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	生涯学習情報の収集・提供事業の普及啓発	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	Yokosuka まなび情報(講師・サークル情報)	収集・提供	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	登録講師情報冊子・登録情報紙	発行	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	講座・イベントなどの学習機会の情報	収集・提供	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	文化・生涯学習情報紙	発行	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	公共施設検索システムの登録情報の充実	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	社会教育施設 <sup>(注58)</sup> のホームページの充実	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	生涯学習センター情報コーナー	運営	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	民間学習情報の収集・提供の充実	—	検討	実施	⇒⇒⇒

事業名	広報・報道活動の充実【生涯学習課】				
概要	<p>講座やイベントの参加者のアンケートなどを活用し、情報を必要としている市民に、必要な情報が確実に提供できるシステム作りを検討します。</p> <p>また、情報を幅広く市民に周知すべく、職員の能力を高め、報道機関や市広報紙を有効に活用して効果的なニュースリリースを行えるようにします。</p>				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	効果的な情報提供活動	—	検討	実施	⇒⇒⇒
	報道機関の有効活用	—	職員研修実施	実施	⇒⇒⇒
	市広報紙の有効活用	—	検討	実施	⇒⇒⇒

事業名	生涯学習に係る学習相談事業【生涯学習課】				
概要	<p>学習上の問題の解決、主体的な学習を継続するには、何を学習したらよいかなどの答えを相談者自らが導き出すために学習相談員が助言します。</p> <p>また、市民活動支援施設などと連携し、情報共有を図り、市民に適切な情報を提供します。さらにコミュニティセンター<sup>(注56)</sup>などで学習相談が行えるように支援体制の検討を行います。</p>				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	学習相談員による生涯学習センターの学習相談	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学習相談員の専門性の向上	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	イベントなどにおける学習相談会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	各種市民活動支援施設との連携	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	他施設における学習相談事業の支援	—	検討	準備	実施

事業名	「(仮称) 横須賀市生涯学習ホームページ」の作成の検討【生涯学習課】				
概要	<p>現在の横須賀市教育委員会ホームページとは別に、横須賀市生涯学習（社会教育）ホームページを新たに作成し、社会教育の各施設のイベントやお知らせを一つのページで閲覧できるように検討する他、生涯学習の必要性や生涯学習社会構築に向けてアピールするページなど、見やすく分かりやすいホームページにします。また、情報の更新をスムーズに、漏れなく行えるようにします。</p> <p>さらに、一部の情報は、携帯電話による提供も検討します。</p> <p>なお、新規ホームページの開設により、インターネットによる市民の学習ニーズ調査の実施についても検討します。</p>				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	生涯学習（社会教育）のホームページ	—	検討	作成準備	公開
	生涯学習メールマガジン	—	検討	⇒⇒⇒	配布
	携帯電話用情報提供ホームページ	—	検討	作成準備	公開
	インターネットによる学習ニーズ調査	—	—	検討	⇒⇒⇒



文化財見学会

横須賀市を知る講座  
（「あんしんかん」でAED講習）



## 目標2 学びの成果が生かせる社会を目指します

市民が学習で得た知識や技術などの学習成果を社会に生かし、生かしたことが社会から適切に評価される「生涯学習社会」の実現に向けた取り組みを行います。

### 施策（5）学びの成果を地域に生かす活動の支援

学習成果を自らの能力向上やスキルアップのために生かすだけでなく、市民活動やボランティア活動などで、地域に生かしていく活動を支援します。

#### [関連事業]

事業名	登録講師の学習成果の地域還元事業【生涯学習課】				
概要	学習で身に付けた知識や技術を地域に生かす活動を支援するため、Yokosuka まなび情報に登録する活動経験の少ない講師に研修、相互評価などを行い、講師デビューを支援します。また、経験を積んだ講師についても新たな支援策を検討します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	学習成果を地域に生かす意義や講師活動に関する研修会	開催	⇒⇒⇒ 見直し	開催	⇒⇒⇒
	登録講師の力量向上を図る相互評価	実施	⇒⇒⇒ 見直し	実施	⇒⇒⇒
	講座企画に関する指導・助言および講師デビュー講座	実施	⇒⇒⇒ 見直し	実施	⇒⇒⇒
	講師活動の経験を積んだ登録講師の資質向上の支援	—	検討	実施	⇒⇒⇒

事業名	学習成果の還元を行う登録講師・サークルの活動支援【生涯学習課】				
概要	学習で身に付けた知識や技能を地域に生かす活動を行っている Yokosuka まなび情報登録講師やサークルの活動を支援するため、登録講師やサークルを対象として、主体的な活動と活動の継続を推進するためのスキルアップ講座などを実施します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	主体的な活動や活動の継続を図るためのスキルアップ講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	主体的な活動や活動の継続を図るための指導・助言	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	講座企画運営ボランティア事業【生涯学習課】				
概要	生涯学習センターで実施する講座の企画運営を行うボランティアの養成および育成を行い、その成果を発揮する場として、生涯学習センターにおいて、市民協働で学習機会を創設します。ボランティアが経験を積み、市民大学の一部の講座の企画運営もできるようにすることを目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	講座企画運営ボランティア養成講座	検討	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	講座企画運営ボランティアの育成	—	検討	実施	⇒⇒⇒
	ボランティアによる講座運営補助	—	—	実施	⇒⇒⇒
	講座企画運営ボランティアとの共同企画運営	—	—	—	実施

事業名	学習成果地域還元の普及啓発事業【生涯学習課】				
概要	より良い地域をつくるため、学習成果を主体的に社会に還元し、社会全体の教育力向上を図る「知の循環型社会 <sup>(注57)</sup> 」に向けた啓発を行います。 また、新たな学習成果を活用するための仕組みづくりについても検討します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	学習成果還元（知の循環型社会）啓発事業	検討	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学習成果の活用の仕組みづくり	—	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

## 施策（6）学びの成果を評価する仕組みづくりの検討

学習の成果を地域に生かしたことが、地域から適切な評価を受けられるように、評価の仕組みづくりを検討します。

### [関連事業]

事業名	学習成果の地域還元を評価する仕組みづくりの検討【生涯学習課】				
概要	学習成果を地域のために還元する重要性を認識した上で、地域で講師活動を行う Yokosuka まなび情報登録講師を評価します。 学習成果が社会的に評価され、認証や顕彰されるための新たなシステムや検定試験の活用について検討します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	Yokosuka まなび情報登録講師デビュー事業修了者の公表	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	登録講師デビュー事業修了者の新たな評価方法	—	検討	実施	⇒⇒⇒
	学習成果の地域還元の顕彰制度	—	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学習成果の認証システム	—	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	検定試験の情報提供、社会的通用性の向上、活用促進の支援	—	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



60歳からの楽々体力づくり教室



ハーモニカを楽しく吹いてみよう

### 目標3 家庭や地域における教育力の向上を図ります

市民一人一人が公共の精神や豊かな人間性を備え、そして、家庭や地域において協調して子どもを心豊かにたくましく、健やかに育むため、学校・家庭・地域が一体となって連携し、活性化を図ることによる、家庭や地域における教育力の向上を図ります。

#### 施策（7）「学社連携・融合」事業の推進

地域の人々が、社会教育で学んだ成果を学校教育に生かすため、学校と地域が相互に連携を図りながら、協力して子どもの教育に取り組む学社連携・融合<sup>(注4)</sup>の事業を推進します。

#### [関連事業]

事業名	学校図書館ボランティア養成講座【生涯学習課】				
概要	学校図書館を子どもが集まる魅力的な学習空間とし、読書を気軽に楽しめるものとするために、また、家庭や地域と学校の架け橋とするため、学校図書館ボランティア養成講座を実施します。現在はPTAの会員を対象を限定していますが、学校図書館ボランティアを核として、広く市民が受講できる講座とするための検討を今後行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	養成講座 (市PTA協議会会員対象)	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	ボランティア活用のための 学校との連携	—	検討	⇒⇒⇒	実施
	ボランティア育成講座	—	検討	⇒⇒⇒	開催
	市民対象ボランティア講座	—	検討	準備	開催

事業名	学校支援ボランティア・コーディネーター導入の検討 【生涯学習課】				
概要	<p>地域の人々が、社会教育で学んだ成果を学校教育に生かし、学校の教育活動を充実させるための学校支援ボランティアの導入を検討します。</p> <p>さらに、学校と地域がより密接な連携をするための橋渡し役となる、学校支援コーディネーター<sup>(注65)</sup>の導入も併せて検討します。</p> <p>このことにより、保護者および地域の人々が連携し、ボランティアとして学校を支援する活動を推進し、学校および地域の活性化を図ります。</p>				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	ボランティア活用のための学校との連携	—	—	検討	⇒⇒⇒
	学校支援ボランティア講座	—	—	検討	⇒⇒⇒
	学校支援コーディネーターの導入	—	—	—	検討



学校図書館ボランティア養成講座

### 施策（8）学校・家庭・地域の連携強化による家庭教育力の向上 -----

次世代を担う子どもの健全な育成のため、家庭教育に関する学習機会の提供、保護者間の情報共有を図る交流の場の確保、および家庭教育に関する各種情報を提供します。

#### [関連事業]

事業名	家庭教育講演会【生涯学習課】				
概要	保護者に対する学習の機会、情報の提供および家庭教育の支援のため、家庭教育講演会を実施し、保護者の意識向上を目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	家庭教育講演会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	PTA活動振興事業【生涯学習課】				
概要	学校・家庭・地域の連携を強化するためには、社会教育団体であるPTAの活動は重要度を増しています。そのため、横須賀市PTA協議会および神奈川県下市立高等学校PTA連絡協議会の活動を活性化させるため、財政的支援を行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	PTA活動の支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	横須賀市PTA協議会との事業連携の見直し【生涯学習課】				
概要	横須賀市PTA協議会との事業連携について、さらに効果的に行うため、横須賀市PTA協議会と協議・調整を図りながら、事業内容も含め見直します。このことにより学校・家庭・地域のさらなる連携強化を目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	事業連携	—	見直し	実施	⇒⇒⇒

事業名	家庭教育学級 <sup>(注63)</sup> 【生涯学習課 他】				
概要	家庭が果たす役割や課題を見つめ、次世代を担う子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、社会教育事業を委任しているコミュニティセンター <sup>(注56)</sup> に、家庭教育学級などの家庭教育支援事業への協力を要請し、教育力の向上を図ります。また、PTAなどが家庭教育学級を開催する際に支援を行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	家庭教育講座や家庭教育学級のコミュニティセンターへの協力要請	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	PTAの家庭教育学級に対する支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	市民大学における家庭教育支援講座【生涯学習課】				
概要	市民大学において、乳幼児や児童の心理学、発達心理学など、子どもの豊かな人間性や社会性を育むために必要な高度な知識の習得や、異世代間のコミュニケーションを図るための講座など、家庭教育を支援する講座を開催します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	市民大学における家庭教育の支援に関する講座	検討	⇒⇒⇒	開催	⇒⇒⇒
	市民大学におけるコミュニケーション能力向上に関する講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

[学校教育編：再掲]健康教育・食教育の推進【学校保健課】(22 ページ参照)

[学校教育編：再掲]生活習慣向上推進事業【教育政策担当】(41 ページ参照)



親と子の工作教室



## 目標4 歴史・文化遺産の保存と活用を推進します

個性豊かな横須賀の歴史や文化・自然を将来に継承していくために、現在まで培われてきた歴史・文化遺産の保存と活用を推進します。

### 施策（9）横須賀らしい歴史・文化遺産の保存、活用・継承

指定重要文化財<sup>(注59)</sup>の適切な維持管理の徹底を図り、将来へ継承するとともに、新たな指定のための調査を行います。また、市内各地域にはそれぞれ固有の歴史・文化遺産があり、市民団体などと協働で保存と継承を強化し、活用を図ります。

#### [関連事業]

事業名	重要文化財の新たな指定【生涯学習課】				
概要	市内に所在する有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物のうち、重要なものを指定して、保護・保存を図るとともに、公開・活用を図りながら市民の文化的資質の向上を目指し、将来へ受け継いでいきます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	重要文化財指定候補の選択	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	詳細調査	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	指定（一年度3件の指定を予定）	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	保存管理・公開活用計画	—	策定	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	埋蔵文化財 <sup>(注61)</sup> の保護と調査【生涯学習課】				
概要	埋蔵文化財に関するデータの見直しや更新を行い、埋蔵文化財包蔵地で計画された開発行為などと埋蔵文化財保護の協議を円滑に進めるとともに、必要な試掘確認調査および本発掘調査を実施し、その結果を調査速報展や発掘調査報告書の刊行により公開します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	埋蔵文化財分布地図と地名表	—	見直し	更新	⇒⇒⇒
	埋蔵文化財保護のための協議	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	試掘確認調査・本発掘調査	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	発掘調査速報展	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	発掘調査報告書	発行	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



事業名	市民団体との協働による歴史・文化遺産の活用【生涯学習課】				
概要	市内各地には、その地域に根差した歴史・文化遺産があります。その保存・活用は、地域の市民団体と協働することで、いろいろな手法をとることができ、より幅の広い効果が期待できます。地域力向上のためにも市民団体との連携を強化し、歴史・文化遺産の保存、活用、継承を推進します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	市民団体との協働による歴史・文化遺産の活用計画	検討	策定	—	—
	歴史・文化遺産に関する情報共有のための講座など	試行	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	文化財保存・公開事業	試行	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	文化財出前教室の実施【生涯学習課】				
概要	市内各学校の要望に応じて、発掘調査の出土品やその他実物の資料を使った授業、史跡見学などの屋外学習などの支援および民俗芸能 <sup>(注60)</sup> の体験など、郷土横須賀の歴史や伝統文化を学ぶ機会を提供します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	文化財出前教室	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	横須賀市の文化財などの展示事業【生涯学習課】				
概要	生涯学習センターにおいて、通年で横須賀市の文化財などのパネル展示（展示内容は適宜、入れ替えを実施）を行い、市民に文化財などの周知を図るとともに文化財保護意識の啓発を行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	文化財などのパネル展示による啓発	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



国指定重要文化財 木造阿弥陀如来及び両脇侍像（芦名・浄楽寺）

### 施策（10）近代化遺産の調査と保護・活用の推進

近代化を伝える遺産は本市特有の魅力であり、市内外に広くアピールするためには、基礎的な調査や資料収集を行い、保存と公開・活用を図る必要があります。当面は、東京湾要塞跡や旧横須賀海軍工廠関連資料などの保存と活用を推進します。

#### [関連事業]

事業名	近代化遺産 <sup>(注66)</sup> の基礎資料作成【生涯学習課】				
概要	市内に所在する近代化遺産・近代遺跡については、国・県や市史編さん事業に伴う調査により所在確認が進んできました。今後は、それらの保存状況や現況の詳細調査を行い、文化財指定による保存と活用を推進します。 また、消滅していくものについては記録保存のための調査を行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	神奈川県近代化遺産調査	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	詳細調査	—	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	記録保存のための調査	随時実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	近代産業資料の収集および保存・公開【生涯学習課】				
概要	旧横須賀造船所・旧横須賀海軍工廠由来の近代造船に関わる資料の収集および保存、公開を推進します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	近代産業に関わる資料	収集	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	収集資料のデータ	作成	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	保存・活用計画	—	策定	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	ティボディエ邸復元計画の検討【生涯学習課】				
概要	横須賀製鉄所建設当初の建造物として唯一残存するティボディエ邸を、米海軍の協力で解体保存している建築部材を使用し、我が国の近代発祥のシンボリック文化財として位置付けて復元計画の検討をします。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	建築部材	保管	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	解体調査報告書（暫定版）	作成	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	復元計画	—	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

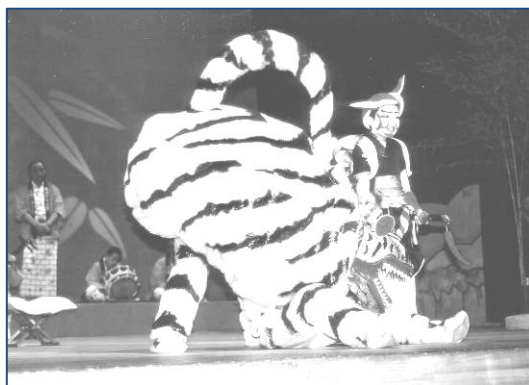
## 施策（11）伝統文化の保存と継承の推進

市内各地に伝わる伝統的な文化や芸能は長い間それぞれの地域で育まれてきたものであり、郷土を知り郷土の誇りとなるものです。これらを次世代へ継承していくために、指導者と後継者の育成を図ります。また、映像などの記録作成を検討します。

### [関連事業]

事業名	民俗芸能 <sup>(注60)</sup> ・伝統文化の保護と継承【生涯学習課】				
概要	横須賀市民俗芸能保存協会加盟団体と協調して、民俗芸能の保護と継承の推進を図ります。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	民俗芸能保存協会加盟各団体の情報交換および協議	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	保存に貢献した会員に対する感謝状の贈呈	—	実施	—	実施
	記録映像の作成案	—	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	民俗芸能大会、民俗芸能地域公開事業の開催【生涯学習課】				
概要	民俗芸能の周知啓発および指導者・後継者育成のために民俗芸能大会ならびに民俗芸能地域公開事業を開催します。 なお、民俗芸能大会は横須賀市民俗芸能保存協会加盟 10 団体と招待団体の出演、地域公開事業は同協会加盟団体の一部の出演で開催します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	開催計画	策定	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	民俗芸能大会	—	開催	—	開催
	民俗芸能地域公開事業	開催	—	開催	—



神奈川県指定重要無形民俗文化財 虎踊（西浦賀）

## 目標 5 図書館・博物館・美術館の活動を充実させます

市民の多様な生涯学習活動を支援するため、図書館・博物館・美術館では、市民ニーズや時代のニーズに応じた情報の収集や提供を行うとともに、講演会や展覧会などの事業の充実を図ります。

### 施策（12）図書館活動の充実

広く読書機会などの提供を行うとともに、レファレンスサービス<sup>(注67)</sup>の充実などにより市民の読書活動などを支援します。

また、子どもの読書習慣の定着を目指し、読書環境の整備を充実させます。

#### [関連事業]

事業名	子ども読書活動推進事業【中央図書館】【児童図書館】				
概要	全ての子どもが容易に本と出会うことのできる環境の整備を目的として、家庭・地域・学校などで子どもの読書活動を推進するためにブックスタート事業などさまざまな事業を実施します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	子ども読書活動推進計画掲載事業	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	—
	(仮称) 子ども読書活動推進計画見直し検討委員会	—	—	設置 見直し計画 策定	—
	【見直し後】 子ども読書活動推進計画掲載事業	—	—	—	実施

事業名	サテライト <sup>(注62)</sup> 拠点の増設【中央図書館】				
概要	本離れの防止と利用者の利便性向上のため、図書館やサテライト拠点から離れている地域に新たなサテライト拠点を設置します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	サテライト拠点増設場所	—	検討・準備	開設準備	開設

事業名	レファレンスと情報提供の在り方の検討【中央図書館】				
概要	多くの方に喜んで利用してもらえる図書館づくりを目指し、横須賀市に最も適した「レファレンスと情報提供の在り方」について検討を進めます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	レファレンスと情報提供の在り方	検討	⇒⇒⇒	実施	⇒⇒⇒



児童図書館



レファレンスサービス

### 施策（13）博物館活動の充実

学習環境の整備充実を図り、市民ニーズに対応した施設や展示、学習内容の充実を目指すとともに、資料の充実・データベース化の促進などにより、正確・迅速な情報提供を行います。

#### [関連事業]

事業名	博物館展示の充実および調査研究事業の推進【博物館運営課】				
概要	常設展示の充実、特別展示・企画展示の開催、馬堀自然教育園・天神島臨海自然教育園・天神島ビジターセンター・ヴェルニー記念館の開放と資料などの収集・保存および調査研究事業を行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	展示の充実および調査研究事業の推進	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	博物館教育普及活動の推進【博物館運営課】				
概要	自然観察会、歴史講座や夏休み体験学習などをはじめとする教育普及活動を、年齢や経験に応じ幼児から高齢世代まで幅広い世代を対象として博物館の各施設を利用した座学と現地での野外学習などを通して推進します。また、学校と連携し、児童生徒の学習の場を提供します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	教育普及活動の推進	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



人文博物館  
(小学校の校外学習の様子)



天神島ビジターセンター  
(幼稚園の園外保育の様子)

### 施策（14）美術館活動の充実

国内外の優れた美術品に触れる機会づくりを推進するために、展覧会活動を充実させます。併せて、多くの市民が美術への理解を深めるとともに、美術館に対して親しみやすさを感じられるように教育普及活動を進めます。

#### [関連事業]

事業名	美術館展覧会事業【美術館運営課】				
概要	国内外の近代・現代美術を中心とした展覧会を開催するとともに、多数の所蔵作品を展示替えして紹介し、優れた美術作品と出会い、親しみ、感動を得る場を提供します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	企画展	年6回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	所蔵品展および谷内六郎館 収蔵作品の展示	年4回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	美術館教育普及事業【美術館運営課】				
概要	美術への理解を深め、美術館に対して親しみを感じられるように美術館活動基本方針に基づく教育普及活動（ワークショップなど）を行います。 また、学校との連携による教育普及活動を充実させます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	美術館活動の基本方針に基づく ワークショップ、講演会など	年間50回 開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校との連携による教育普及事業	年間15回 実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



横須賀美術館



横須賀美術館ボランティア企画イベント  
「ぺったんこアート  
～海の広場でスタンプ遊びをしよう！～」



## 目標指標（社会教育編）

社会教育編の各目標の達成状況を測り、施策・事業を展開する上で参考とする指標について、掲載しています。

指標名	学校施設開放の利用人数 (和室など)	関連目標	目標1:市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります
		関連施策	施策(3)学習の場の提供 など
概要	学校の和室・会議室などの開放施設の利用人数で、地域活動の活性状況を測ります。		
基準値	15,095人 (21年度)	目標値 (25年度末)	16,000人 *19~21年度の最高値を切り上げ

指標名	生涯学習センター利用者数	関連目標	目標1:市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります
		関連施策	施策(3)学習の場の提供 など
概要	地域に学習成果を還元できる力を備えるためには学習活動を継続することが必要です。生涯学習センターの各学習室、図書室、情報検索パソコンの利用人数から、学習活動が安定して継続されているかについて測ります。		
基準値	136,330人 (21年度)	目標値 (25年度末)	137,000人 *19~21年度の最高値を切り上げ

指標名	学習情報の提供件数	関連目標	目標1:市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります
		関連施策	施策(4)学習情報・学習相談の充実 など
概要	生涯学習センターで提供するYokosukaまなび情報(講師・サークル)、講座、施設などの学習情報の提供件数から、市民の学習活動に対する情報提供支援の状況を測ります。		
基準値	8,143件 (19~21年度平均)	目標値 (25年度末)	8,200件 *基準値を切り上げ

指標名	学校図書館ボランティア養成講座 受講者数	関連目標	目標3:家庭や地域における教育力の向上を図ります
		関連施策	施策(7)「学社連携・融合」事業の推進 など
概要	学校図書館ボランティア養成講座の参加人数から、学校図書館の活性化への取り組み状況を測ります。		
基準値	385人 (21年度)	目標値 (25年度末)	500人 *対象の拡大を考慮し、基準値から約30%増



指標名	図書貸出冊数	関連目標	目標5:図書館・博物館・美術館の活動を充実させます
		関連施策	施策(12)図書館活動の充実
概要	図書館4館およびサテライト <sup>(注62)</sup> 館9館での一般図書の貸出合計冊数から、市民の読書活動の状況を測ります。		
基準値	1,613,569 冊 (21年度)	目標値 (25年度末)	1,670,000 冊 *19~21年度の上昇傾向 (約3.5%増加)を反映

指標名	博物館来館者数	関連目標	目標5:図書館・博物館・美術館の活動を充実させます
		関連施策	施策(13)博物館活動の充実
概要	博物館本館・付属施設の来館(来園)者数から、自然環境などへの関心度を測ります。		
基準値	166,177 人 (21年度)	目標値 (25年度末)	167,000 人 *19~21年度の最高値を切り上げ

指標名	美術展覧会観覧者数 美術館来館者数	関連目標	目標5:図書館・博物館・美術館の活動を充実させます
		関連施策	施策(14)美術館活動の充実
概要	美術館で開催する展覧会の観覧者数と美術館への来館者数から、どれだけの方が優れた芸術に触れる機会を持つことができたかを測ります。		
基準値	観覧者数 98,738 人 来館者数 224,729 人 (21年度)	目標値 (25年度末)	観覧者数 100,000 人 来館者数 230,000 人 *(観覧者数)開館以来の目標値 *(来館者数)19~21年度の観覧者数との比率



# 4-3 スポーツ編

## 【横須賀市スポーツ振興基本計画】



横須賀市中学校駅伝競走大会  
男子：第61回　女子：第27回



## 4-3 スポーツ編 「豊かなスポーツライフの実現」

### 横須賀市スポーツ振興基本計画

#### 現状と課題

スポーツは、健康な体をつくり、達成感、連帯感を育てるなど、人が本来持っている根源的な欲求を満たす大きな力を持っています。

これまで横須賀市のスポーツ行政では、市民の生涯スポーツ社会の実現のために、スポーツ活動の推進、支援、スポーツ環境の整備などを行ってきました。

複雑化、利便化した社会で、体力の低下や、ストレスの増加などが問題となる中で、市民一人一人がスポーツ活動を継続的に実践できる豊かなスポーツライフを実現するために必要な施策を講じ、社会の現状と課題をスポーツで解決する視点で捉えます。

また、本市においては、このスポーツ編を「横須賀市スポーツ振興基本計画」として位置付けることとします。(103 ページ参照)

#### 1 子どもの生活習慣の乱れと体力の低下

運動機会の減少や生活習慣の乱れが生じており、子どもの体力は長期的に低下傾向にあることが課題となっています。

児童生徒へのアンケート調査（平成 21 年度実施 小学校 4～6 年生、中学校 1～3 年生対象）によると、本市において、体力や運動実践での二極化が進んでおり、学年の進行に伴いスポーツや運動が好きではないと答える子どもの割合が増加しています。

平成 21 年度「体力・運動能力調査」について、小学校 5 年生と中学校 2 年生で全国と本市の結果を比べると、「体力・運動能力調査」の得点は、小中学生とも半数以上の種目で全国平均を下回っています。同調査で生活習慣について、毎日朝食を取る割合を比べると、小中学生とも全国平均を下回り、中学生の方がその差が開いています。また、小中学生において体力との関係で最適といわれている睡眠時間（小学生は 8 時間以上、中学生は 6 時間以上 8 時間未満）については、その割合が、小学生では全国を若干上回り、中学生は全国を大きく下回っています。

このことから、子どもの体力を向上させるためには、学校、家庭が連携し、健康・体力への意識を高め、生活習慣を改善し、体を動かすことを習慣化することが必要になってきています。

#### 2 社会人のストレス、生活習慣病の解消

働き盛りの中年層においては社会の情報化、利便化が進む中で、社会人のストレス、生活習慣病増加など、心身両面にわたる健康維持が課題となっています。

本市のスポーツアンケート結果によると、成人のスポーツ実施状況については、週 1 回以上のスポーツ実施率は約 49%であり、国の目指している 65%以上を下回る結果となっています。

また、スポーツをする理由を尋ねてみると、「健康・体力づくりのため」と回答した方の割合が

約81%となっています。なお、スポーツをしていない方の約73%は現状に満足せず、スポーツをしたいと感じています。

このことから、心身両面にわたる健康維持のためにスポーツをすることへの潜在需要はあると判断できます。この潜在需要に応えることで、スポーツの効果により、課題が解消されることにつながります。

### 3 健康寿命の延伸、生きがいづくり

高齢化が進む中で、健康寿命の延伸、生活習慣病予防、生きがいづくりなどが課題となっています。

平成35年には、ほぼ3人に1人が65歳以上になるといわれています。このような社会において生涯にわたり健康的で明るく、活力ある生活を送ることが、社会全体の活力の維持のためにも強く求められている状況となっています。

そこで、高齢者がスポーツを通して、地域・仲間とつながりを持ち、自己実現や生きがいを感じてもらふことにより、課題が解消されることにつながります。

### 4 市民の相互交流

市民の相互交流、連携する機会が少なくなっており、地域の間人関係の希薄化が課題となっています。

本市のスポーツアンケートの結果によると、成人のスポーツや運動を行っている理由として約81%の方が「健康・体力づくりのため」と回答している一方で、「仲間づくりのため」と回答している方も約12%います。

また、主にだれとスポーツや運動をするのかの問いに対しては、「ひとりで」と回答した方が半数以上を占め、次いで友人、家族、クラブ・チームの仲間の順となっており、近隣の住民とスポーツをする割合は低い結果となりました。

このような状況の中で、変化する市民のニーズを把握しながら、市民自らが主体的にスポーツ活動に取り組めるような環境づくりを推進していくことが必要になってきています。

## 今後3年間の取り組みの方向性

スポーツ編では、今後11年間を通じて「豊かなスポーツライフの実現」を目指します。

市民一人一人がスポーツ活動を継続的に実践できる「豊かなスポーツライフの実現」を目指すためには、例えば、市民の健康・体力づくりの推進、施設の整備、スポーツに触れ合い、参加したり、観戦したり、応援したりする人への支援などのさまざまな施策を展開することが必要です。

そのため、これからの3年間、3つの目標を掲げ、11の施策および関連事業に取り組みます。

### 目標1 子どもの生活習慣を改善し、体力の向上を図ります

近年、学校体育や健康教育の充実は、その必要性・大切さが掲げられています。なぜなら、学校体育で経験するスポーツは、人間として他を思いやる気持ちや、勝敗により一喜一憂するなどの豊かな心を育てるとともに、体の成長を促す重要な役割を果たします。そして、個々に適したスポーツの能力が開発された場合は、競技スポーツの活躍の場へと導くことが可能です。子ども時代の豊かなスポーツ体験は、スポーツを生涯楽しもうとする習慣をも育てることになり、健康で生き生きとした生活を送る基盤にもなります。

また、運動部活動においては、目標を同じくする仲間との連帯感や協調性を育み、責任の重要性を改めて感じるとともに、スポーツの専門性を高めることができます。しかし、現在、学校の運動部活動においては、少子化による部員の減少や専門的な指導ができる顧問の不足などにより、活動はかなり厳しいことが現実です。

学校教育の中ではこのような現状を踏まえ、体育授業や学校教育全体での体力向上への取り組みやスポーツに親しむ環境づくりを通して、スポーツの楽しさや大切さが理解されるよう学習を進めます。

### 施策（1）生活習慣の改善および健康・体力づくりの推進-----

学校、家庭が連携を図り、健康・体力づくりへの意識を高め、規則正しい生活習慣を確立し、体を動かすことを習慣化することで、子ども一人一人の健康・体力づくりを目指します。

#### [関連事業]

事業名	児童生徒健康・体力向上推進事業【スポーツ課】				
概要	市内全体の児童生徒の健康体力、運動習慣の状況について把握します。それぞれの調査結果を検証、対策について検討し、それぞれの調査結果や相関関係を児童生徒および保護者に提供します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	横須賀市児童生徒健康・体力向上推進委員会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	体力・運動能力調査	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

[学校教育編：再掲]健康教育・食教育の推進【学校保健課】（22 ページ参照）

[学校教育編：再掲]生活習慣向上推進事業【教育政策担当】（41 ページ参照）



小学校児童陸上記録大会



表現運動・ダンス発表会



## 施策（2）体育・健康教育の充実 -----

体育・保健体育科の授業において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに体育的行事などを充実させます。

### [関連事業]

事業名	学校体育授業サポート事業【スポーツ課】				
概要	学校からの要望に応じて、市体育指導委員 <sup>(注68)</sup> を学校体育授業のサポーターとして派遣します。事前に安全管理や救急法などについての研修を行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	必要な知識などの研修会	—	—	実施	⇒⇒⇒
	学校体育授業サポーター	—	—	—	派遣

事業名	新体力テスト <sup>(注69)</sup> 測定員養成事業【スポーツ課】				
概要	学校からの要望に応じて、市体育指導委員を新体力テスト測定員として派遣します。事前に測定員研修を行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	測定員研修	—	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	新体力テスト測定員	—	—	派遣	⇒⇒⇒

[学校教育編：再掲]健康教育・食教育の推進【学校保健課】(22 ページ参照)

[学校教育編：再掲]喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の推進【学校保健課】(22 ページ参照)

### 施策（3）運動部活動の活性化

運動部活動指導者派遣や全国大会出場などへの支援を行うことにより、運動部活動を活性化させます。

#### [関連事業]

事業名	運動部活動指導者派遣推進事業【スポーツ課】				
概要	市立中学校運動部活動活性化のために、指導の困難性、内容に危険度のある競技種目を中心に指導者を派遣して、生徒のニーズに応えるとともに、顧問の負担軽減と、部活動の活性化を図ります。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	運動部活動指導者	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	全国大会出場などへの支援事業【スポーツ課】				
概要	市立横須賀総合高等学校に対し、部活動指導者の派遣などを行い、技術向上、レベルアップを図り、全国大会出場を目指します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	部活動強化育成検討委員会	—	設置・検討	検討	⇒⇒⇒
	運動部活動指導者	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	運動部活動強化のための備品購入	実施対象 変更	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



中学校総合体育大会 総合開会式



全国・関東中学校体育大会  
出場選手 激励会

## 目標2 だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむ ことができる機会を充実させます

生涯スポーツは、体を動かすことによる爽快感や達成感とともに、仲間づくりや健康増進につながります。そして、自らが体を動かすだけでなく、関心を寄せ、観戦したり、応援したりすることもスポーツ活動の一環です。また、スポーツ団体における活動や、知識・技術を生かしたスポーツボランティアなどの社会参加は、体力の維持や精神的な充足が期待できます。

市民のだれもが生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しむことができる市民社会を実現するためには、体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会の提供と環境づくりが重要です。

そのためには、日頃スポーツをする機会の少ない市民がスポーツを始める機会や基礎技術習得の機会を提供する必要があります。

また、従来の単一種目を中心とした公共施設を拠点とする地域スポーツクラブだけでなく、市民が主体的に運営し、だれもが性別、年齢、障害の有無などに関わらず複数の種目に参加できる総合型地域スポーツクラブ<sup>(注6)</sup>の育成や地域の特色を生かした楽しむスポーツの普及も重要です。

また、スポーツ振興には、指導者や機会の充実だけでなくスポーツを楽しむための施設の充実も重要なことです。

現在、本市のスポーツ施設の利用に関しては、学校行事や体育協会加盟団体の大会などを考慮しつつ、市民が幅広く多くの機会を得ることができるよう工夫を図っています。しかし、スポーツ振興を進める結果、スポーツに親しむ市民が増加し、既存の施設の利用はますます難しくなることが予想されます。また、施設によりその利用団体が固定されているような傾向が見受けられるとの意見もあります。

限られた施設を有効に、そして最大限に活用するためには、利用方法の工夫を図っていくことも大切です。また、施設の改良や必要に応じた整備も図っていかなければなりません。さらに、市民の大切な財産であるスポーツ施設の維持を図るため、受益者負担<sup>(注70)</sup>の原則に立ち、適正な利用料金であるかどうかなどの見直しを適宜行います。

また、市民のスポーツ情報に対する要望は多様化しており、さまざまな情報が求められているのが実情です。現在、本市のスポーツ情報の発信源は、市の広報・体育協会の広報・またインターネットによるスポーツ情報などが多くを占めています。スポーツ情報の提供者としては、その情報を能動的に得たいとする人を対象にすることも大切ですが、普段スポーツに興味のない人に対し、多くの情報を提供し、スポーツへの理解を得る努力も必要です。そのためには、従来からの紙面広報や啓発活動も依然重要な役割を担うこととなります。

一方、新しい情報媒体であるインターネットは、大量の情報を瞬時に提供できる利便性があり、情報を主体的に得ようとする市民にとってはますます重要度を増すこととなりますので、一層の充実を図ります。

現在は、多種・多量の情報を提供し、また得ることができる時代ですが、情報の提供と広報活動のバランスを取り、多くの市民の目に触れるような情報提供と広報活動に努めます。

#### 施策（４）市民の健康・体力づくりの推進

幼児から高齢者までを対象にした市民スポーツ教室について、市民のニーズに柔軟に対応しながら、充実させます。また、地域住民の身近な場所でスポーツ振興を実施している学区体育振興会<sup>(注71)</sup>の効率的な運営を図ります。

##### [関連事業]

事業名	市民スポーツ教室事業【スポーツ課】				
概要	市内在住、在学、在勤の人に対して、スポーツを通しての健康づくり、スポーツの習慣化、スポーツの基礎技術の習得を目的として、市民スポーツ教室を実施します。併せて、スポーツアンケートを実施し、市民のニーズやスポーツ実施率などを把握します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	市民スポーツ教室ガイド	作成	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	実施内容の見直し	—	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	市民スポーツ教室運営に関する打ち合わせ会	—	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	市民スポーツ教室の全面運営委託化	—	検討	実施	⇒⇒⇒
	スポーツアンケート	—	検討	実施	⇒⇒⇒

事業名	学区体育振興会育成事業【スポーツ課】				
概要	地域住民の身近な場所でスポーツ振興を実施している学区体育振興会について、少子化や地域コミュニティのつながりの希薄化などの課題を踏まえ、より効果的に運営するため、活動範囲の検討・組織員の資質の向上なども視野に入れて、在り方を検討します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	活動実態	—	把握	⇒⇒⇒	—
	学区体育振興会の在り方	—	—	—	検討

### 施策（5）市民が主体となる活動の支援

年齢や性別、技能の高低、障害の有無などに関わらず、多くの市民が集まり、市民が主体となって行う活動が実施できるように、環境整備を進めます。

#### [関連事業]

事業名	総合型地域スポーツクラブ <sup>(注6)</sup> 育成事業【スポーツ課】				
概要	いつでも、どこでも、いつまでも、より多くの方が生涯を通してスポーツやレクリエーションを楽しめる地域コミュニティである総合型地域スポーツクラブを育成します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	市民の認知度の向上に係る 情報提供の充実	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	創設支援に係る調整会議の 開催および情報の提供	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	既存団体の活動拠点場所確保	—	検討・実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	各種目スポーツ団体に対する 研修会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	指導者派遣に関する情報	—	提供	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



よこすかスポーツフェスタ  
(フォークダンス)



よこすかスポーツフェスタ  
(インディアカ)

## 施策（6）スポーツ施設の整備と円滑な管理運営の推進

市民に広く、スポーツなど社会体育<sup>(注72)</sup>の場を提供するため、市内の体育施設を円滑に管理運営します。

### [関連事業]

事業名	学校体育施設開放奨励事業【スポーツ課】				
概要	青少年および一般地域住民のスポーツ愛好団体などにスポーツやレクリエーションの場として、学校体育施設を開放し、健全な余暇利用を促進します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	学校開放運営委員会への支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校開放運営委員会の在り方	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	体育会館運営方法の検討【スポーツ課】				
概要	市民がスポーツに親しむ機会を最大限提供するため、体育会館指定管理者 <sup>(注73)</sup> と協力し、体育会館施設の運営方法を検討するとともに計画的な施設整備を行います。 なお、検討結果については、指定管理者更新年度である平成26年度に反映します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	体育会館利用方法	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	体育会館整備計画	策定	随時更新	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



横須賀アリーナ



佐島の丘温水プール（イメージ）

### 施策（7）スポーツ情報提供の充実

ホームページなどを充実させることで、多くの方にスポーツ情報を分かりやすく提供します。また、必要な人に必要な情報が提供されるようにします。

#### [関連事業]

事業名	横須賀市スポーツ行政に関するホームページの充実【スポーツ課】				
概要	横須賀市のスポーツ行政に関するホームページについて、現在の「スポーツ元気アップ横須賀」と「活躍する子ども達」を統合して、新たに「横須賀市スポーツ行政に関する総合ホームページ」を開設し、掲載内容を充実させます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	「スポーツ元気アップ横須賀」掲載内容の充実	実施	内容を精査の上、統合	—	—
	「活躍する子ども達」掲載内容の充実	実施	名称変更	—	—
	横須賀市スポーツ行政に関する総合ホームページ	—	公開	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	広報よこすか掲載内容の充実【スポーツ課】				
概要	スポーツ関係の各種イベント、行事の開催記事を広報よこすかに掲載する他、手軽にできるニュースポーツやラジオ体操ワンポイントレッスン紹介記事など企画記事も積極的に掲載し、市民のスポーツに対する関心を高めます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	広報よこすか（適宜掲載）	活用	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



事業名	マスコミへの情報提供の充実【スポーツ課】				
概要	スポーツ関係の各種イベント、行事の開催記事を積極的に報道機関に周知し、マスコミを活用して市民のスポーツに対する関心を高めます。 また、マスコミを活用して市外にも情報発信を行い、交流人口によるスポーツイベントなどの活性化を図ります。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	地元放送局	活用	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	新聞、タウン誌など	活用	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	スポーツ・レクリエーションマップの作成事業【スポーツ課】				
概要	市が保有するスポーツ・レクリエーション施設や運動公園などの場所、実施可能なスポーツの種目、遊具などを地図上に明示し、施設の利用料金・時間、スポーツ教室の有無をだれもが簡単に見て調べることができるマップを作成し、配布、ホームページへの掲示などを行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	スポーツ・レクリエーションマップ	—	検討・作成	配布 ホームページ 公開	⇒⇒⇒



春季レクリエーションスポーツフェスタ  
(バウンドテニス)



春季レクリエーションスポーツフェスタ  
(パタンク)



## 目標3 競技者の活動を支援するとともにスポーツ愛好者の裾野を拡大します

多くの市民がスポーツに興味を持ち、それぞれの実情に応じて取り組みやすい環境をつくることによって、スポーツ愛好者の裾野を拡大します。

トップレベルのスポーツ選手の活躍は、それを目指す多くのスポーツ愛好者の憧れであり、市民に夢と希望と活力を与えるものです。このようなトップレベルの選手やチームのプレイに直接触れることができる機会を充実させます。

さらには、これらが相互に影響し合うことによって、市全体のスポーツ振興につなげます。

### 施策（8）国際大会や全国大会で活躍する競技者の育成と支援

国際大会や全国大会で活躍する競技者を育成し、支援します。

#### [関連事業]

事業名	各種大会選手派遣支援の推進【スポーツ課】				
概要	本市から国際大会や全国大会に出場する選手に報奨金などを交付することにより、選手の負担軽減と代表選手としての意識の高揚を図ります。また、県内駅伝大会に本市代表選手団を派遣し、スポーツを通じて他都市との交流を深めます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	国際大会および全国大会出場者への報奨金	交付	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	県内駅伝大会への選手派遣	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	国民体育大会壮行会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

### 施策（9）ホームタウンチームなどとの連携強化

本市のホームタウンチームである横浜ベイスターズ（野球）、横浜F・マリノス（サッカー）、東芝ブレイブサンダース（バスケットボール）などによる地域活動や教育現場での交流を通して、トップレベルのスポーツに触れることで、卓越した技能の体験を通して夢や感動を与えます。

#### [関連事業]

事業名	よこすかドリーム・スポーツプロジェクト推進事業【スポーツ課】				
概要	本市のホームタウンチームである、横浜ベイスターズ、横浜F・マリノス、東芝ブレイブサンダースなどのトップレベルのスポーツ選手・コーチ達と直接授業で共に体を動かし触れ合うことで、子どもに夢と感動を与え、スポーツへの関心を高めます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	学校訪問授業	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	スポーツイベントへの参画	依頼	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	各チーム担当者会議	—	開催	—	開催

#### <よこすかドリーム・スポーツプロジェクト>



東芝ブレイブサンダース



横浜ベイスターズ



横浜F・マリノス

### 施策（10）各種スポーツ団体への協力と支援

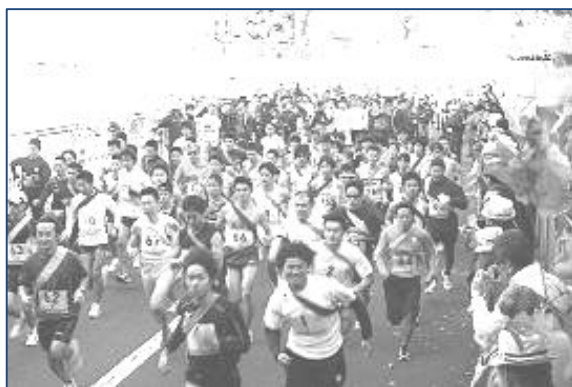
各種スポーツ団体の競技力向上と、多くの市民を呼び込む活動をバランス良く展開することで、効率的なスポーツ振興を図ります。

#### [関連事業]

事業名	各種スポーツ団体支援の推進【スポーツ課】				
概要	各種スポーツ団体の育成、また選手育成と競技力向上のため、各種スポーツ団体を支援し、本市体育・スポーツの振興を図ります。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	各種スポーツ団体への支援（市体育協会・市レクリエーション協会・市スポーツ少年団・学区体育振興会 <sup>(注71)</sup> ）	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	各種大会への支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	選手強化事業への支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	国民体育大会選手強化事業への支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	各種競技大会開催、支援の推進【スポーツ課】				
概要	市民に広く親しまれている競技大会を主催し、主管団体への支援を進めていくことで、地域のスポーツ振興および市民の健康体力増進、競技力向上を図ります。また、各種競技を通じて、青少年の心身の健全育成を図ります。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	横須賀市少年野球大会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	市民駅伝競走大会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	三浦半島県下駅伝競走大会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	駅伝競走大会の実施方法（コースなど）	—	再検討	—	—

事業名	各種スポーツ団体の自立化事業【スポーツ課】				
概要	現在、各種スポーツ団体の事務局がスポーツ課内に置かれており、本市スポーツ振興のための側面的支援を行っていますが、生涯スポーツ社会の実現のためには、団体が自立して活動を行うことが重要です。そこで、各種スポーツ団体の在り方を検討し、自立化のために必要な支援を行います。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	活動実態	—	把握	⇒⇒⇒	—
	各種スポーツ団体の運営の在り方	—	—	—	検討



市民駅伝競走大会



学区対抗成人ソフトボール大会



学区対抗児童ミニバスケットボール大会

### 施策（11）スポーツ指導者の育成と確保

スポーツを直接指導するだけでなく、広く市民にスポーツの素晴らしさを伝えたり、スポーツを通じて多くの人々が交流を図るためのコーディネーター役を担ったりするなど、スポーツの普及振興の大切な役割を担っているスポーツ指導者の育成と確保を図ります。また、市民にとって最も身近な存在である市体育指導委員<sup>(注68)</sup>に対して、地域住民のニーズにより一層応えられるよう資質の向上を図ります。

#### [関連事業]

事業名	スポーツ指導者育成交流事業の推進【スポーツ課】				
概要	スポーツ振興審議会の中に指導者育成連携強化委員会を設け、スポーツ指導者の育成研修会と交流会を実施します。実施に当たっては、スポーツを気軽に楽しみたい人や健康増進を目的として、運動・スポーツを行いたい人に対応できる指導者を主眼に育成、連携強化を図ります。また、地域の実態や住民のニーズに対応した指導者の資質を高めます。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	指導者育成連携強化委員会	—	設置・開催	開催	⇒⇒⇒
	育成研修会	—	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	交流会	—	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	横須賀市スポーツ指導者協議会などとの連携強化【スポーツ課】				
概要	地域のために、スポーツを通して健康体力づくりを目指している横須賀市スポーツ指導者協議会などとの連携強化を図ります。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	市民スポーツ教室への講師派遣	依頼	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	市民スポーツ教室運営に関する打ち合わせ会（再掲）	—	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	スポーツイベントへの役員派遣	依頼	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	市体育指導委員 <sup>(注68)</sup> 育成事業【スポーツ課】				
概要	市体育指導委員に対する普通救命講習会・各種スポーツ研修会などの実施体制を含めた育成方法を検討します。また、近年、欠員が生じている状況を踏まえ、人数や推薦方法・職務などについても検討します。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	活動実態	—	把握	⇒⇒⇒	—
	市体育指導委員の在り方	—	—	—	検討

事業名	神奈川県スポーツリーダーバンク利用促進事業【スポーツ課】				
概要	指導者の育成と確保により小学校や中学校の体育・スポーツ指導、スポーツ教室への講師派遣など広範囲のスポーツ指導のニーズに応えられるように、神奈川県スポーツリーダーバンクへの登録利用促進を図ります。				
行動計画	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	登録利用促進	—	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	市独自制度の導入	—	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



体育指導委員研修会

## 目標指標（スポーツ編）

スポーツ編の各目標の達成状況を測り、施策・事業を展開する上で参考とする指標について、掲載しています。

指標名	体力・運動能力調査の結果	関連目標	目標1:子どもの生活習慣を改善し、体力の向上を図ります
		関連施策	施策(1)生活習慣の改善および健康・体力づくりの推進
概要	新体力テスト <sup>(注 69)</sup> 合計点の平均値(小学校5年生、中学校2年生)から、子どもの体力状況を測ります。		
基準値	<b>【小5】</b> 男 53.26 点 女 51.62 点 <b>【中2】</b> 男 41.41 点 女 48.01 点 (21 年度)	目標値 (25 年度末)	<b>【小5】</b> 男 55.7 点 女 56.3 点 <b>【中2】</b> 男 43.0 点 女 49.7 点 *19~21 年度の国の最高値を切り上げ

指標名	市民スポーツ教室の参加人数	関連目標	目標2:だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます
		関連施策	施策(4)市民の健康・体力づくりの推進
概要	市民スポーツ教室の参加人数から、市民の健康・体力づくりの状況を測ります。		
基準値	2,321 人 (21 年度)	目標値 (25 年度末)	2,930 人 *19~21 年度の最高値を切り上げ

指標名	成人の週1回以上のスポーツ実施率	関連目標	目標2:だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます
		関連施策	施策(4)市民の健康・体力づくりの推進
概要	成人の週1回以上のスポーツ実施率から、市民のだれもが生涯にわたりスポーツに親しむ生涯スポーツ社会の実現状況を測ります。		
基準値	49.6% (21 年度)	目標値 (25 年度末)	55% *国の32年度の目標値(65%)を参考に算出



指標名	学校施設開放の利用人数 (体育館など)	関連目標	目標2:だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます
		関連施策	施策(6)スポーツ施設の整備と円滑な管理運営
概要	学校の体育館などの開放施設の利用人数から、地域におけるスポーツ活動の状況を測ります。		
基準値	1,472,088人 (21年度)	目標値 (25年度末)	1,473,000人 *19~21年度の最高値を切り上げ

指標名	体育会館施設などの利用人数	関連目標	目標2:だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます
		関連施策	施策(6)スポーツ施設の整備と円滑な管理運営
概要	体育会館の利用人数から、生涯スポーツの活動状況を測ります。		
基準値	768,866人 (21年度)	目標値 (25年度末)	776,000人 *19~21年度の最高値を切り上げ

指標名	国民体育大会の出場人数	関連目標	目標3:競技者の活動を支援するとともにスポーツ愛好者の裾野を拡大します
		関連施策	施策(8)国際大会や全国大会で活躍する競技者の育成と支援
概要	本市在住、在勤、在学の方のうち国民体育大会に出場した人数から、各種スポーツ団体の競技力の状況を測ります。		
基準値	45人 (21年度)	目標値 (25年度末)	53人 *19~21年度の最高値



**参考 横須賀市スポーツ振興基本計画としての位置付けについて****【計画の位置付け】**

教育振興基本計画（スポーツ編）は、文部科学省が平成 12 年 9 月に告示した『スポーツ振興基本計画』（平成 18 年 9 月に一部改定）、神奈川県が平成 16 年 12 月に策定した『神奈川県スポーツ振興指針』（平成 20 年 3 月に改訂）の趣旨を踏まえます。そして、『横須賀市スポーツ振興基本計画』として位置付けることによって、本市のスポーツ活動の現状を考慮しつつ、今後のスポーツ行政の方向を示すものとしします。

そして、この計画の基本理念として市民のニーズや期待に応え、市民一人一人がスポーツ活動を継続的に実践できる「豊かなスポーツライフの実現」を目指します。

**【策定の趣旨】**

近年、私たちを取り巻く環境は、少子高齢化や急激な情報技術発展の下に進展する社会の中で、著しい変化をしています。年間就労時間の短縮や、学校週 5 日制の実施などにより自由時間が増加し、余暇の過ごし方なども多種多様になり、生活形態や行動様式も変化しています。

社会の複雑化、利便化の中で人間関係が希薄になったり、ストレスが増加したり、日常生活の中で体を動かす機会が減少し体力の低下が進むなど、心身両面にわたる健康上の問題が深刻化しています。

本市が平成 21 年度に実施したスポーツに関するアンケート調査の結果によると、現在スポーツや運動を行っている理由について「健康・体力づくりのため」が最も多く、次いで「楽しいから」「ストレス解消のため」でした。また、小・中学校の子どもが高学年になるにつれて授業始業前や休み時間、放課後、土日に体を動かしスポーツをする割合が減少していること、高校生の体力に対する自信が低下していることが判明しました。

また、平均寿命の伸長と出生率の長期的な低下という少子高齢化が進む中で、全国の高齢化率は平成 17 年には 20%を超え、平成 35 年には 30%を超えと言われており、高齢者の健康寿命の延伸、生きがいづくりが社会全体の活力維持のためにも重要になってきています。

この複雑化する社会の中で、市民が抱えるさまざまな課題を解決するための方法の一つとしてスポーツが挙げられるのではないのでしょうか。

ここでいうスポーツは、かつて語られていたように、競技力向上に限って考える競技スポーツや学校体育の授業・クラブ活動だけではなく、子どもから高齢者まで、障害者、初心者から上級者までというようにいろいろな人々、みんながスポーツに触れ合い、参加したり、観戦したり、応援したりすることや、健康増進のために行われるレクリエーション活動を含めた生涯スポーツを言います。市民一人一人に、何らかの形でスポーツに関わる機会を継続的に提供することは、生涯にわたって、健康で元気に生き生きと生活を営んでいくための次世代育成支援にもつながるものと考えます。

本市では、市民一人一人が生き生きとした生活を営むために必要なさまざまなスポーツに関するニーズに対して、継続的に対応できる環境づくりの推進を通して『横須賀市スポーツ振興基本計画』を策定します。

### 【スポーツ振興の意義】

21世紀を迎えスピード化、合理化した現代社会の中で、ストレスの増加や人と人とのコミュニケーション不足が大きな問題となっています。

現代社会の中では「体を動かすことで得られる爽快感や達成感」「他者との対話、直接的なコミュニケーション」「連帯感」など、人が本来持っている根源的な欲求を満たす機会、意識が薄れがちになっています。スポーツは、このような根源的欲求を満たしてくれる重要な手段です。

また、スポーツは語源として“生活から離れる”の意味があり、転化して気分転換するという意味を持ちます。この“気分転換”を辞書で調べると「ふさいだ気分を換え晴らすこと」とあります。すなわち、次の活動に向けて心のリフレッシュさせる働きをも意味に含んでいます。

さらに、スポーツは、同一ルールの下で行う年齢、言葉、性別、障害の有無を超えた万民共通の言語として世代間、国際間そして地域全体のコミュニケーション手段として重要な役目を果たしています。

青少年期においては、スポーツを通して、自己責任能力や克己心、フェアプレイ精神の育成、指導者や仲間との交流などを通して互いを認め合う心や人に対する思いやり、コミュニケーション能力の向上が図られます。その他、青少年期特有のさまざまな理由による精神的ストレスの解消手段として重要な役目を果たしています。

スポーツは、自ら行う人の他に、観客として応援し、運営などをボランティアとして支援する人の自己開発や自己実現を図る手段としても重要な役目を果たしています。

本市では、スポーツを心身両面に影響を与える一つの文化として捉えます。そして、昨今の健康生活志向の中で、爽快感や達成感による精神面と、生活習慣病などの予防という身体面からもより良い効果があることを改めて認識します。さらに、活気あふれる社会の発展や心身の健全な発達に欠くことのできないものとも考え、市民一人一人のライフスタイルの中に浸透していくよう配慮します。これらの考え方を基本とし、スポーツの意義を次のように考えています。

- 1 子どもに自己責任や克己心、フェアプレイの精神を培います。
- 2 子どもの健康・体力を向上させるとともに、精神的ストレス解消、多様な価値観を認め合うことができるようになります。
- 3 爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的充足や楽しさ、喜びをもたらしてくれます。
- 4 スポーツを見て楽しむことやスポーツを支援するなど多様な関わりにより、自己実現を図ることが可能になります。

### 【本市におけるスポーツ活動発展の経緯】

本市のスポーツ活動の発展を説明するには、軍の存在を避けて語ることはできません。本市におけるスポーツの発展は、軍人や海軍工廠で働く人々の間で行われてきた大会が大きく影響しています。軍人や警察官の大会を通し、市民に次第に浸透していったという歴史があります。戦争中は官制であった体育協会は、戦後に有志の力で再建されましたが、占領時代は基地との関わりは断つことができませんでした。現在も続いている三浦半島県下駅伝競走大会が、当時の米軍横須賀基地司令官デッカー氏の理解と協力により開催できたことは、現在まで語り継がれています。国民的統制や戦意高揚に基づくスポーツ活動が中心であった戦前に比べ、戦後復興期は、既存のスポーツ団体

の活動再開や新しいスポーツ団体やレクリエーション団体の結成、また、学校現場でも指導法の工夫や講習会の実施、現在まで続く大会などが盛んに行われるようになり、現在のスポーツ振興の礎となっています。

また、戦後間もないころ、横須賀基督教社会館の米国人牧師から地元の青年たちにスクエアダンス（フォークダンス）のレコードが提供され、これが本市内ばかりではなく、県内、全国へのレクリエーション活動の振興につながっていきました。

現在、本市では、教育委員会事務局生涯学習部スポーツ課が行政的な立場で、生涯スポーツや競技スポーツおよび学校体育についてのスポーツ振興を図っています。生涯スポーツや競技スポーツにおいては、38 競技団体が加盟する横須賀市体育協会や各学区体育振興会<sup>(注71)</sup>はもとより、横須賀市体育指導委員<sup>(注68)</sup>協議会、横須賀市スポーツ少年団、横須賀市スポーツ指導者協議会、横須賀市レクリエーション協会などと連携を図っています。

一方、学校体育においては、横三地区高等学校体育連盟や中学校体育連盟・中学校保健体育研究会・小学校体育研究会と連携しています。さらに、市内小中学校の協力を得て学校開放運営委員会を設置し実施している学校体育施設の開放は、各地域におけるスポーツ振興に重要な役割を担っています。



昭和30年10月 第10回神奈川国体



昭和53年11月 メインアリーナ  
完成記念試合（バレーボール）



# 5 進 行 管 理



横須賀総合高等学校  
第63回児童生徒造形作品展から





## 5 進行管理

計画に位置付けた目標の達成状況や施策・事業の実施状況、重点課題への対応状況などについて、各編に掲げた目標指標や各事業の行動計画を基に、「教育委員会の点検・評価」の中で進行管理を行います。

点検・評価の結果については、毎年、市議会や関係審議会へ報告するとともに、市民に公表し、ご意見を伺います。いただいたご意見については、計画の進行や見直しなどに生かしていきます。

### 【教育委員会の点検・評価】

教育委員会が事前に立てた基本方針に沿って具体的な教育行政が執行されているかについて、教育委員会自らがチェックする必要性が高いこと、また地域住民に対する説明責任を果たすことが求められていることなどから、教育委員会の行政の執行状況について点検・評価を実施することが定められています。

なお、点検・評価の実施に当たっては、客観性を確保するため、学識経験者の知見を活用しています。

### [進行管理に当たっての教育委員会の役割]

横須賀市教育委員会では、「横須賀市教育振興基本計画」を実効あるものとするために、学校教育・社会教育・スポーツの各編で設定した目標の実現に向けて、着実に取り組んでいきます。

また、学校・家庭・地域が連携して、「目指す子どもの教育の姿」に向かって進めるように、責任を持って、情報発信や仕組みづくり、支援を行っていきます。

## 【学校教育編】

目標	施策	事業	担当課	ページ
1	子どもの学びを豊かにします			
	(1) 教育活動の充実			
		学力向上事業	教育指導課 教育政策担当	20
		キャリア教育推進事業	教育指導課	21
		学校図書館活性化事業	教育指導課	21
		学校図書館機能の充実	教育指導課	21
		学校人権教育推進事業	教育指導課	22
		道徳教育推進事業	教育指導課	22
		健康教育・食教育の推進	学校保健課	22
		喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の推進	学校保健課	22
		教育課程研究会の実施	教育指導課	23
		幼児教育充実事業	教育指導課	23
		市立高等学校教育充実事業	教育政策担当	23
		教育施策調査研究事業	教育政策担当	24
		芸術鑑賞会の開催	教育指導課	24
		子どものための音楽会の開催	教育指導課	24
		児童生徒研究推進事業	教育研究所	24
		児童生徒指導行事事業	教育指導課	25
		文化部各種大会派遣事業	教育指導課	25
		中学校文化部指導者派遣事業	教育指導課	26
		高等学校文化部育成事業	教育指導課	26
		吹奏楽部活動奨励事業	教育指導課	26
	再	児童生徒健康・体力向上推進事業	スポーツ課	86
	再	学校体育授業サポート事業	スポーツ課	87
	再	新体力テスト測定員養成事業	スポーツ課	87
	再	運動部活動指導者派遣推進事業	スポーツ課	88
	再	全国大会出場などへの支援事業	スポーツ課	88
	(2) 支援教育の充実			
		支援教育推進事業	支援教育課	27
		不登校対策事業	支援教育課	27
		日本語指導推進事業	支援教育課	28
	(3) 国際教育の推進と英語教育の充実			
		国際コミュニケーション能力育成事業	教育指導課	29
		外国人英語教員活用事業	教育指導課	29
		高等学校国際交流支援事業	教育指導課	29



<b>(4) 情報教育の推進</b>			
	情報活用能力の育成	教育研究所 教育指導課	30
	教育情報化支援員の派遣	教育研究所	30
<b>(5) 校種間連携の推進</b>			
	小中一貫教育構築事業	教育政策担当 教育指導課	31
	就学前教育と小学校教育の連携推進事業	教育指導課	32
	就学前児童学校給食体験事業	学校保健課	32
<b>2 学校の組織力や教職員の力を高めます</b>			
<b>(6) 学校運営改善の充実</b>			
	学校評価推進事業	教育政策担当 教育指導課	34
	指導力向上学級改善支援員派遣	支援教育課	34
<b>(7) 教職員の研究・研修の充実</b>			
	新しい教職員研修体系の作成	教育研究所	35
	経験年数や職務に応じた研修の実施	教育研究所 他	35
	経験年数の少ない教員を対象にした研修の充実	教育研究所	35
	理科研修講座の開催	教育研究所	36
	教員のICT活用研修の充実	教育研究所	36
	選択研修の推進	教育研究所	36
	「よこすか教師塾」の実施	教育研究所	36
	カリキュラムセンター機能の充実	教育研究所	37
	研究会による教育課題研究の推進	教育政策担当	37
<b>(8) 学校における校内研究・研修への支援の充実</b>			
	校内研究・授業研究への指導・助言の充実	教育指導課	38
	研究委託事業	教育指導課	38
	人材育成推進支援	教育研究所	38
<b>(9) 教員が子どもと向き合う環境づくりの推進</b>			
	校務支援システムの活用推進	教育研究所	39
	学校運営支援事業	支援教育課	39
	子どもと向き合う環境づくりに向けての総合的な支援策の検討	教育政策担当	39
再	中学校文化部指導者派遣事業	教育指導課	26
再	高等学校文化部育成事業	教育指導課	26
再	運動部活動指導者派遣推進事業	スポーツ課	88
<b>3 学校・家庭・地域で連携して子どもを育みます</b>			
<b>(10) 開かれた学校づくりの充実</b>			
	「学校へ行こう週間」の実施	教育指導課	40
	「(仮称)教育委員会だより」の発行	教育政策担当	40
再	学校評価推進事業	教育政策担当 教育指導課	34

<b>(11) 家庭との連携による生活・学習習慣の確立</b>			
	生活習慣向上推進事業	教育政策担当	41
再	学力向上事業	教育指導課 教育政策担当	20
再	健康教育・食教育の推進	学校保健課	22
再	児童生徒健康・体力向上推進事業	スポーツ課	86
<b>(12) 地域教育力の活用の充実</b>			
	学校いきいき事業	教育指導課	42
<b>(13) 放課後等児童対策の検討</b>			
	放課後等児童対策の検討	教育政策担当 教育指導課	42
<b>4 教育環境を整備し、充実させます</b>			
<b>(14) 学校の適正規模・適正配置の推進</b>			
	学校再編推進事業	教育政策担当	43
	学校統合推進事業 学校統合整備事業	教育政策担当 学校管理課	43
<b>(15) 就学支援などの充実</b>			
	就学奨励扶助事業	支援教育課 学校保健課	44
	奨学金支給事業	支援教育課	44
<b>(16) 学校の安全・安心の推進</b>			
	施設整備・維持管理業務	学校管理課	45
	耐震補強工事関連事業（諏訪小学校建替）	学校管理課	45
	応急手当普及員資格者の全校配置	学校保健課	45
<b>(17) 学校施設・設備の充実</b>			
	武道場建設事業	学校管理課	46
	学校トイレ改修事業	学校管理課	46
	学校空調設備整備事業	学校管理課 総務課	46
<b>(18) 学校緑化の推進</b>			
	校庭の芝生化事業	学校管理課	47

【社会教育編】

目標	施策	事業	担当課	ページ
<b>1 市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります</b>				
<b>(1) 多様な学習の機会の提供</b>				
		市民大学事業	生涯学習課	55
		生涯学習の啓発事業	生涯学習課	55
		学習機会の提供事業	生涯学習課 他	56
		高齢者や青少年など各世代に対応した事業の提供	生涯学習課 他	56
		学習機会提供機関支援事業	生涯学習課 他	57
		学習サークル支援事業	生涯学習課 他	57
		講座などのコーディネート事業	生涯学習課	57
<b>(2) 「人権教育・啓発」の推進</b>				
		人権教育啓発事業	生涯学習課	58
		人権学習推進事業	生涯学習課	58
<b>(3) 学習の場の提供</b>				
		学校施設の開放事業	生涯学習課	59
		生涯学習センター管理運営事業	生涯学習課	59
		生涯学習センターの管理運営の検討	生涯学習課	60
		コミュニティセンターの管理運営	生涯学習課 他	60
		社会教育施設などの専門性向上と利用の啓発事業	生涯学習課 他	60
		社会教育施設などの相互連携	生涯学習課 他	61
		社会教育職員研修事業	生涯学習課 他	61
<b>(4) 学習情報・学習相談の充実</b>				
		学習情報収集・提供事業	生涯学習課	62
		広報・報道活動の充実	生涯学習課	63
		生涯学習に係る学習相談事業	生涯学習課	63
		「(仮称)横須賀市生涯学習ホームページ」の作成の検討	生涯学習課	64
<b>2 学びの成果が生かせる社会を目指します</b>				
<b>(5) 学びの成果を地域に生かす活動の支援</b>				
		登録講師の学習成果の地域還元事業	生涯学習課	65
		学習成果の還元を行う登録講師・サークルの活動支援	生涯学習課	66
		講座企画運営ボランティア事業	生涯学習課	66
		学習成果地域還元の普及啓発事業	生涯学習課	66
<b>(6) 学びの成果を評価する仕組みづくりの検討</b>				
		学習成果の地域還元を評価する仕組みづくりの検討	生涯学習課	67

<b>3 家庭や地域における教育力の向上を図ります</b>			
<b>(7) 「学社連携・融合」事業の推進</b>			
	学校図書館ボランティア養成講座	生涯学習課	68
	学校支援ボランティア・コーディネーター導入の検討	生涯学習課	69
<b>(8) 学校・家庭・地域の連携強化による家庭教育力の向上</b>			
	家庭教育講演会	生涯学習課	70
	P T A活動振興事業	生涯学習課	70
	横須賀市P T A協議会との事業連携の見直し	生涯学習課	70
	家庭教育学級	生涯学習課 他	71
	市民大学における家庭教育支援講座	生涯学習課	71
再	健康教育・食教育の推進	学校保健課	22
再	生活習慣向上推進事業	教育政策担当	41
<b>4 歴史・文化遺産の保存と活用を推進します</b>			
<b>(9) 横須賀らしい歴史・文化遺産の保存、活用・継承</b>			
	重要文化財の新たな指定	生涯学習課	72
	埋蔵文化財の保護と調査	生涯学習課	72
	市民団体との協働による歴史・文化遺産の活用	生涯学習課	73
	文化財出前教室の実施	生涯学習課	73
	横須賀市の文化財などの展示事業	生涯学習課	73
<b>(10) 近代化遺産の調査と保護・活用の推進</b>			
	近代化遺産の基礎資料作成	生涯学習課	74
	近代産業資料の収集および保存・公開	生涯学習課	74
	ティボディエ邸復元計画の検討	生涯学習課	74
<b>(11) 伝統文化の保存と継承の推進</b>			
	民俗芸能・伝統文化の保護と継承	生涯学習課	75
	民俗芸能大会、民俗芸能地域公開事業の開催	生涯学習課	75
<b>5 図書館・博物館・美術館の活動を充実させます</b>			
<b>(12) 図書館活動の充実</b>			
	子ども読書活動推進事業	中央図書館 児童図書館	76
	サテライト拠点の増設	中央図書館	76
	レファレンスと情報提供の在り方の検討	中央図書館	77
<b>(13) 博物館活動の充実</b>			
	博物館展示の充実および調査研究事業の推進	博物館運営課	78
	博物館教育普及活動の推進	博物館運営課	78
<b>(14) 美術館活動の充実</b>			
	美術館展覧会事業	美術館運営課	79
	美術館教育普及事業	美術館運営課	79

【スポーツ編】

目標	施策	事業	担当課	ページ
<b>1 子どもの生活習慣を改善し、体力の向上を図ります。</b>				
<b>(1) 生活習慣の改善および健康・体力づくりの推進</b>				
		児童生徒健康・体力向上推進事業	スポーツ課	86
	再	健康教育・食教育の推進	学校保健課	22
	再	生活習慣向上推進事業	教育政策担当	41
<b>(2) 体育・健康教育の充実</b>				
		学校体育授業サポート事業	スポーツ課	87
		新体力テスト測定員養成事業	スポーツ課	87
	再	健康教育・食教育の推進	学校保健課	22
	再	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の推進	学校保健課	22
<b>(3) 運動部活動の活性化</b>				
		運動部活動指導者派遣推進事業	スポーツ課	88
		全国大会出場などへの支援事業	スポーツ課	88
<b>2 だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます</b>				
<b>(4) 市民の健康・体力づくりの推進</b>				
		市民スポーツ教室事業	スポーツ課	90
		学区体育振興会育成事業	スポーツ課	90
<b>(5) 市民が主体となる活動の支援</b>				
		総合型地域スポーツクラブ育成事業	スポーツ課	91
<b>(6) スポーツ施設の整備と円滑な管理運営の推進</b>				
		学校体育施設開放奨励事業	スポーツ課	92
		体育会館運営方法の検討	スポーツ課	92
<b>(7) スポーツ情報提供の充実</b>				
		横須賀市スポーツ行政に関するホームページの充実	スポーツ課	93
		広報よこすか掲載内容の充実	スポーツ課	93
		マスコミへの情報提供の充実	スポーツ課	94
		スポーツ・レクリエーションマップの作成事業	スポーツ課	94
<b>3 競技者の活動を支援するとともにスポーツ愛好者の裾野を拡大します</b>				
<b>(8) 国際大会や全国大会で活躍する競技者の育成と支援</b>				
		各種大会選手派遣支援の推進	スポーツ課	95
<b>(9) ホームタウンチームなどとの連携強化</b>				
		よこすかドリーム・スポーツプロジェクト推進事業	スポーツ課	96
<b>(10) 各種スポーツ団体への協力と支援</b>				
		各種スポーツ団体支援の推進	スポーツ課	97
		各種競技大会開催、支援の推進	スポーツ課	97
		各種スポーツ団体の自立化事業	スポーツ課	98
<b>(11) スポーツ指導者の育成と確保</b>				
		スポーツ指導者育成交流事業の推進	スポーツ課	99
		横須賀市スポーツ指導者協議会などとの連携強化	スポーツ課	99
		市体育指導委員育成事業	スポーツ課	100
		神奈川県スポーツリーダーバンク利用促進事業	スポーツ課	100

## 各施策における関連事業の表の見方

各施策における関連事業（20 ページから）の表の見方については、以下をご参照ください。

### 【関連事業】

事業名	〇〇事業 <sup>①</sup> 【▲▲課】 <sup>②</sup>				
概要	<sup>③</sup>				
行動計画	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
	■ ■ 講座 <sup>④</sup>	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒ <sup>⑤</sup>	⇒⇒⇒
	◎◎改修	検討	実施 <sup>⑥</sup>	⇒⇒⇒	— <sup>⑦</sup>

- ① 事業名を記載しています。「〇〇事業」という表記の他に「〇〇の推進」や「〇〇の検討」などの表記をしている場合もあります。
- ② 事業を担当する課などの名称です。
- ③ 事業の概要について記載しています。
- ④ 具体的な行動を記載しています。基本的に、項目では「■ ■ 講座」や「◎◎改修」のような形で区切り、年度の欄に「開催」や「実施」と入れています。
- ⑤ 「⇒⇒⇒」は、「前年度と同様」を意味します。なお、23 年度「拡充」24 年度「⇒⇒⇒」とあるようなものは、23 年度に拡充したレベルを維持するという意味になります。
- ⑥ 行動計画に「実施」「開催」などと記載しているものについても、予算の担保がされているわけではありません。市の予算は、毎年度、市議会で審議され、承認を経て初めて決定されるものです。そのため、23～25 年度の行動計画については、現時点では、「教育委員会で実施したいと考えている」ということを表しています。
- ⑦ 「—」については、その年度には行動計画がないものです。

# 6 關 係 資 料





## 6 関係資料

### (1) 用語解説

No	用語	掲載頁	解説
1	社会教育	—	学校で行われる学校教育、家庭で行われる家庭教育、それ以外の社会全般で行われる教育活動を社会教育といい、主に青少年や成人を対象として行われる組織的な教育活動
2	スポーツ	—	運動競技および身体運動(キャンプ活動その他の野外活動を含む)であり、心身の健全な発達を図るためにされるもの
3	規範意識	12, 15, 18 頁	ある物事に対しての是非や善悪を判断、評価したり、行動したりするときによりどころとなる価値の基準(法律、ルール、道徳、集団の慣習など)が規範であり、それに対する価値意識やそれに従おうとする態度
4	学社連携・融合	12, 68 頁	学校教育と社会教育の連携・融合のこと。学社連携は一方が計画・提案し、提案された側が協力・支援する。これに対し、学社融合は双方が一体となって計画、実施する。
5	不登校	12, 13, 16, 17, 27, 49 頁	何らかの心理的・情緒的・身体的・社会的要因や背景によって登校しない、または、登校できない状況が年間 30 日を超えた場合を不登校として扱っている。
6	総合型地域スポーツクラブ	13, 89, 91 頁	①子どもから高齢者まで(多世代)、②様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、③技能の高低や障害の有無などに関わらずそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ
7	小中一貫教育	13, 19, 31 頁	小学校と中学校との間で、児童生徒の実態や指導の在り方などについての相互理解のもと、学習指導要領に基づき義務教育 9 年間を見通した系統的・連続的な学習指導や児童生徒指導が展開できるようにする教育
8	スクールカウンセラー	16, 18 頁	教育機関において心理相談業務に従事する心理職の専門家
9	ふれあい相談員・訪問相談員	16, 18, 27 頁	いじめや不登校といった問題を未然に防ぐことや、早期発見、早期対応を行うために、校長や教職員と連携して相談や助言を行う者。横須賀市では、小学校(ふれあい相談員)、中学校(訪問相談員)に配置している。
10	支援教育	16, 19, 27 頁	子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を図ることによって、個々の子どもの「生きる力」を育む教育のこと

11	教育課程	16, 23 頁	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画
12	小学校外国語活動	17, 18 頁	外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う小学校での活動。平成20年改訂の学習指導要領で実施が位置付けられた。
13	キャリア教育	17, 20, 21 頁	児童生徒がこれからの人生を歩む上で、職業を選択し、働くことの意義を考え、価値観を形成できるよう指導する教育のことで、単なる職業体験とは異なる。
14	ゲストティーチャー	17 頁	特技などを生かして講師をしてもらうために、授業などに招かれる人
15	小1プロブレム	17 頁	小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞けないなどの状況が、数カ月間継続する状態
16	中1ギャップ	17 頁	中学校1年生が、生活の変化になじめずに、不登校となったり、いじめが急増したりするという現象
17	情報モラル	18, 30 頁	情報を扱う上で、必要な考え方や態度
18	I C T	18, 30, 36 頁	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。コンピュータで情報の生成・加工・保存などを行ったり、離れたコンピュータ同士で情報のやりとりをしたりするための技術
19	A L T	18, 29 頁	Assistant Language Teacher (外国語指導助手) の略。児童生徒が英語で積極的にコミュニケーションをとり、外国の文化や習慣、考え方などを学んだりするための指導助手
20	F L T	18, 29 頁	Foreign Language Teacher (外国人英語教員) の略。A L T と異なる点は、指導助手ではなく英語教員として、英語指導の資格を有し、単独による授業や評価を行うことができる。本市、独自の名称
21	国際コミュニケーション能力	18, 19, 29 頁	語学(英語)への関心や習得を通して、さまざまな場面で積極的に英語でコミュニケーションをとり、価値観・文化の違う人との関わりの重要性を認識し、幅広い視野で物事を捉えることができる能力

22	介助員	18, 27 頁	学校で教育活動に支障を来す事態が生じたときに、教育活動の一層の充実を図るために配置する非常勤職員および臨時職員。主な役割として、児童生徒の身辺処理の介助、校内・校外活動の介助、危険防止のための安全確保などの業務を、校長の指示に従い、行う。
23	日本語指導員	18, 27, 28 頁	帰国・外国籍など、外国につながる子どもに、日本語の初歩的な読み書きや話し方の指導や生活適応や家庭との連絡指導などを行う非常勤職員
24	特別支援教育 コーディネーター	18 頁	学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営・推進の役目を担う教員
25	特別支援学級	18, 27 頁	学校教育法第 81 条に基づいた、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うために、教育上特別の支援を必要とする児童生徒のために設置された学級。知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当な者が対象となる。
26	校種	19, 33, 42 頁	学校の種類のこと。市立学校には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（養護学校・ろう学校）の 5 種類がある。
27	指導主事	20, 38 頁	教育委員会事務局に置かれる専門職員。教職員に対して専門的な助言と指導を与えることを任務とする。
28	教科担任制	20, 31 頁	中学校で実施している、各教科の担当教師がその教科の授業を行う方式。小学校では学級担任が全教科を担当する「学級担任制」を原則としている。
29	小学校 放課後学習ルーム・ サポートティーチャー	20, 42 頁	個別の学習指導や少人数での補習などを行う小学校教員免許を有する非常勤職員
30	横須賀市学習状況調査	20 頁	神奈川県が作成した「神奈川県公立小中学校学習状況調査」の問題を利用し、市立小中学校の児童（小 5）生徒（中 2）の学習状況を各校が把握するための調査。調査結果を各学校の指導の工夫改善に生かしている。
31	孤食	22 頁	一人で食事を取ること
32	教育課程研究会	23 頁	学習指導要領で示された教科などの内容や指導方法について、全ての教員が参加して実践的に研究する本市教育委員会主催の研究会。主に、6 月は授業提案、8 月は文書提案を行っている。

33	幼児教育振興 プログラム	23 頁	幼児教育の振興を図るために、国から示される政策に関する計画を踏まえ、各自治体において策定する幼児教育政策プログラム
34	特別支援学校	27 頁	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。地域支援のセンター的機能として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の要請に応じて、支援を必要とする幼児、児童生徒の教育に関し、必要な助言または援助を行う。
35	N P O	27, 51, 52 頁	政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体
36	スクールソーシャル ワーカー	27 頁	不登校や親からの虐待などの問題を抱える子どもに対し、家庭や福祉機関に働きかけて解決に努める社会福祉などの資格を持った非常勤職員
37	フリースクール	27 頁	民間の団体が運営する学校教育制度の外にある教育機関。不登校の子どもたちが多く通っている。子どもの自由・自主性・個人差などに配慮し、各機関独自の活動を行う。
38	相談教室	27 頁	学校の敷地内や敷地外に設置している不登校の児童生徒が通室する機関。学校・学級復帰を目標に、個別学習と小集団活動を組み合わせたプログラムを実施している。
39	国際教育 コーディネーター	28 頁	小中学校に通う帰国・外国籍児童生徒などの教育的ニーズを診断し、必要な支援のコーディネートや学校の支援体制に対して助言を行う非常勤職員
40	情報活用能力	30 頁	情報を収集・整理して、相手に分かりやすく伝える力
41	スタートカリキュラム	32 頁	小学校第1学年入学当初において、子どもが時間的、空間的なゆとりの中で、人間関係を豊かに広げながら小学校生活に適応していかれるように、就学前教育との接続の観点から、複数の教科を組み合わせることで総合的に学習ができるような合科的な指導を行うなどの視点を持って編成するカリキュラム
42	アプローチ カリキュラム	32 頁	卒園を間近に控えた年長時の後半に、小学校に入学してからの教科などの学習や集団での生活に子どもが適応できるよう、関わり合い、助け合い、伝え合いなど、仲間と交流する協同的な活動場면을積極的に位置付けることを視点として編成するカリキュラム

43	学校評議員	34, 42 頁	学校の職員以外の者で教育に関する理解および識見を有し、校長の推薦により教育委員会が委嘱した者。校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べるができる。
44	学習指導要領	35, 46 頁	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各学校で指導する教科などの目標、内容などの中核的事項をまとめたもの
45	マネジメント	35 頁	学校経営・学校運営を円滑に進めること
46	同僚性	35 頁	教員としての専門性を向上させるため、学校内の教員同士が協働し、支援し合いながら学び合う関わり
47	情報セキュリティ	36 頁	コンピュータや紙文書などに記録された情報が外部に漏えいしたり、破壊・改ざんされたりすることのない安全な状態にしておくこと
48	研究会	37 頁	教育委員会が委託した研究課題について、横須賀の教育の実態把握や、学校教育に役立つ研究、資料の収集や作成、教材開発などを行う組織。市内小・中学校の教員と指導主事で構成されている。
49	研究会	37, 38 頁	教職員による任意の研究組織。授業づくりや教材研究などについての研究に取り組み、研究発表会や研究紀要の作成により、その成果を還元している。
50	校務支援システム	39 頁	児童生徒の学籍管理、出欠席の記録、成績処理などの学校業務を効率化させるためのコンピュータシステム
51	校務在宅接続システム	39 頁	教員が自宅のパソコンから教育委員会のコンピュータに接続し、学級通信や教材などを作成することができる仕組み
52	担当弁護士	39 頁	横須賀市教育委員会が、法律相談業務を実施するため委託契約を結んだ弁護士
53	学校教育支援ボランティア	42 頁	学校が行う教育活動に協力・支援するボランティア。具体的には、地域や関係機関、学生の方々など
54	適正規模	43 頁	学校における学級数によるメリット・デメリットを考慮して、より高い教育効果が得られると考えられる規模。「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」では、12～24 学級を適正規模として位置付けている。
55	応急手当普及員	45 頁	消防機関による応急処置技能の普及を支援し、救命講習を教授する人、またはその資格
56	コミュニティセンター	51, 53～55 57～61 63, 71 頁	地域コミュニティ活動の中核となり、地域活動、文化活動やスポーツ活動などに市民が自主的に活用する場。本市においては、旧地域自治活動センターと旧公民館からなり、主に旧公民館で学習の場および各種講座や教室などの社会教育事業を定期的開催している。

57	知の循環型社会	52, 66 頁	平成 20 年 2 月に文部科学省所管の中央教育審議会からの答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」において表現された。概要としては、学習成果を学習者自らが主体的に社会に還元することにより、学校・家庭・地域などにおける課題を解決し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができる社会
58	社会教育施設	52, 54, 57 59～62 頁	社会教育の活動によって、人々の学習活動を支援する施設。生涯学習センター・公民館・図書館・博物館・美術館・青少年教育施設などがある。
59	重要文化財	52, 72 頁	建造物・美術工芸品などの有形文化財のうち、文化的・学術的に重要なものを国および地方公共団体が法・条例で指定した文化財。ただし、教育振興基本計画では便宜上、有形文化財に限らず、無形文化財・民俗文化財・史跡名勝天然記念物も含めて広く重要文化財として表現している。
60	民俗芸能	52, 73, 75 頁	一つの地域社会の中で、そこに住む人々が住民自らの手で伝承してきた演劇、舞踊、音楽など。人々の生活に関わってきたため、その地域の特性・個性が反映されやすい。
61	埋蔵文化財	52, 72 頁	土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡や遺物）
62	サテライト	53, 76, 81 頁	「本体から離れて存在するもの」を表す言葉としてよく使われる。ここでは図書館から離れた拠点施設の意味で使用している。
63	家庭教育学級	60, 71 頁	家庭における教育力の向上や充実のために、保護者などを対象に行う学習の場
64	社会教育主事	61 頁	都道府県および市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的教育職員。職務は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。また、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができるとされている。
65	学校支援 コーディネーター	69 頁	学校と地域の連携による学校の教育活動がより円滑に推進するよう、学校のニーズと地域の情報を調整する学校と地域の橋渡し役の人
66	近代化遺産	74 頁	幕末から第二次世界大戦期までの間に建設され、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木などの遺産
67	レファレンスサービス	76 頁	必要な資料や情報を必要な人に、的確に案内すること

68	市体育指導委員	87, 99, 100 105 頁	本市におけるスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツにおける実技の指導やその他スポーツに関する指導および助言を行なう者。非常勤職員として教育委員会が委嘱している。現在の定数は 322 名
69	新体力テスト	87, 101 頁	文部科学省が定めた国民の体力・運動能力を調査するために実施するテスト
70	受益者負担	89 頁	特定の公共事業に必要な経費に充てるため、その事業から特に利益を受けるもの（受益者）がその利益に応じて原則としてその経費を負担すること
71	学区体育振興会	90, 105 頁	当該小学校区内の住民に対しスポーツ振興活動を行う団体。主に健民運動会や球技大会・各種レクリエーション大会などを実施している。
72	社会体育	92 頁	学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除く、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーションの活動を含む）
73	体育会館指定管理者	92 頁	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき、市に代わって公の施設の管理を行う民間事業者。本市の体育会館に関しては、平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間、横須賀市都市施設公社・明治スポーツプラザ共同事業体が管理を行っている。

<参考>

## 新学習指導要領における新たな学力観

### 【教育基本法】※平成 18 年 12 月改正

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するように行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

### 【学校教育法】※平成 19 年 6 月改正

第三十条 (略)

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、**基礎的な知識及び技能を習得**させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な**思考力、判断力、表現力**その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。(中学校は第四十九条、高等学校は第六十二条で準用)

### 【中央教育審議会答申

#### 学習指導要領改訂の考え方

- ・教育基本法の改正等で明確となった教育理念を踏まえ「生きる力(確かな学力、豊かな心、健やかな体)」を育成
- ・学力の3つの重要な要素の育成
  - －基礎的な知識・技能
  - －知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力
  - －学習に取り組む意欲
- ・道徳教育や体育などの充実による豊かな心や健やかな体の育成

### 【中学校学習指導要領総則第1章第1の1】

(抜粋)

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、**基礎的・基本的な知識及び技能**を着実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な**思考力、判断力、表現力**その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育に努めなければならない。

※小学校、高等学校も同様

### 確かな学力

知識・技能に加え、**学ぶ意欲**や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する**資質や能力**など



出所：文部科学省ホームページ



## (2) 関連資料

### ① 関係法令

#### ア 教育基本法

##### (教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

#### イ スポーツ振興法

##### (計画の策定)

第4条 文部科学大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の基本的計画を定めるについては、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。第二十三条において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、第一項の基本的計画を参しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。

4 都道府県及び第十八条第二項の審議会その他の合議制の機関が置かれている市町村の教育委員会（当該都道府県又は当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、その長）は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、同条第三項に規定するスポーツ振興審議会等の意見を聴かななければならない。

5 第三項の規定により、地方公共団体の長がスポーツの振興に関する計画を定める場合には、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

※\_\_\_\_\_は、関係箇所を示すため、横須賀市教育委員会で記載したものです。

② 参考データ

ア 学校数・児童生徒数・学級数（市立学校：平成 22 年 5 月 1 日時点）

\*カッコ内は、特別支援学級の再掲

区分	学校数	児童数 生徒数	学級数	教職員数
幼稚園	2	94	4	8
小学校	47	21,874(266)	781(93)	1,318
中学校	24	10,365(159)	344(49)	758
高等学校(全日制)	1	960	25	89
高等学校(定時制)	1	228	7	20
特別支援学校	2	75	28	82
専修学校	1	118	3	16

イ 人口・世帯数・市域面積（平成 22 年 4 月 1 日推計人口）

[人口] 418,047 人

[世帯数] 165,815 世帯

[市域面積] 100.68 k m<sup>2</sup>

ウ 子どもの数の推移

（\*横須賀市都市政策研究所の将来人口推計（平成 20 年 1 月推計）をもとに作成）

区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
未就学児（0～5 歳）	19,232	18,701	18,146	17,524	16,939	16,401
小学生（6～11 歳）	22,403	21,875	21,348	20,874	20,322	19,686
中学生（12～14 歳）	11,237	11,304	11,331	11,344	11,160	11,024

区分	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
未就学児（0～5 歳）	15,903	15,456	15,065	14,719	14,421	14,157
小学生（6～11 歳）	19,146	18,618	18,064	17,445	16,865	16,329
中学生（12～14 歳）	10,760	10,426	10,043	9,840	9,629	9,383

### (3) 計画の検討体制

#### ①横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会

横須賀市教育振興基本計画の策定検討を行う組織で、学識経験者、関係団体推薦者、公募市民で構成し、計画の内容を専門的、総合的に検討しました。

(名簿)

◎=委員長 ○=副委員長

No	氏名	備考
1	小谷 孝夫	横須賀市立小学校校長会
◎ 2	小林 宏己	学識経験者 (早稲田大学教育・総合科学学術院 教授)
3	齋藤 幸次	横須賀市スポーツ振興審議会
4	佐々木 由美子	公募市民
5	佐野 泰史	横須賀市PTA協議会
6	鈴木 安則	横須賀市立中学校校長会
7	長谷川 昇	三浦半島地区教職員組合
8	北條 文明	公募市民
9	松本 敬之介	横須賀市社会教育委員会議
○ 10	芳川 玲子	学識経験者 (東海大学文学部心理・社会学科 教授)

#### ② 附属機関 (意見聴取)

##### ア 横須賀市社会教育委員会議

社会教育に関する諸計画の立案などを行う社会教育委員で構成している審議会で、主に社会教育編についての意見を聴取しました。

##### イ 横須賀市スポーツ振興審議会

スポーツの振興に関する重要事項について調査審議などを行う審議会で、主にスポーツ編についての意見を聴取しました。

#### ③ 横須賀市教育基本計画進行管理等プロジェクトチーム

教育委員会各課などの主査による庁内組織で、教育に関する課題などを検討しました。

(要領)

#### 横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会設置要領

(設置)

第1条 教育基本法第17条第2項に基づき、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定について検討を行うため、教育振興基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者及び関係団体の推薦者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局管理部総務課において行う。

(その他の事項)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

#### (4) 計画の検討経過

##### ① 検討スケジュール

平成 22 年	1 月	～	3 月	教育アンケート（学校教育編、社会教育編、スポーツ編）	実施
	2 月	～	3 月	関係団体等ヒアリング	実施
	4 月		23 日	教育委員会定例会（4 月）	報告
			28 日	第 1 回教育振興基本計画策定検討委員会	開催
	6 月		15 日	平成 22 年第 2 回市議会定例会教育経済常任委員会	報告
			23 日	第 1 回スポーツ振興審議会	意見聴取
			24 日	第 1 回社会教育委員会議	意見聴取
	7 月		14 日	第 2 回教育振興基本計画策定検討委員会	開催
			26 日	教育委員会定例会（7 月）	報告
	8 月		27 日	第 2 回スポーツ振興審議会	意見聴取
			30 日	第 2 回社会教育委員会議	意見聴取
	9 月		8 日	平成 22 年第 3 回市議会定例会教育経済常任委員会	報告
			17 日	第 3 回教育振興基本計画策定検討委員会	開催
			24 日	教育委員会定例会（9 月）	報告
	10 月		26 日	第 3 回社会教育委員会議	意見聴取
			28 日	第 3 回スポーツ振興審議会	意見聴取
	11 月		10 日	第 4 回教育振興基本計画策定検討委員会	開催
			17 日	企画調整会議	意見聴取
			19 日	教育委員会定例会（11 月）	報告
	12 月		8 日	平成 22 年第 4 回市議会定例会教育経済常任委員会	報告
平成 23 年	1 月	5 日～		「横須賀市市民パブリック・コメント手続条例」に基づき、「横須賀市教育振興基本計画（案）」に対する市民意見募集	
			31 日		
			26 日	教育委員会定例会（1 月）	報告
	2 月		9 日	第 5 回教育振興基本計画策定検討委員会	開催
			18 日	教育委員会定例会（2 月）にて議決、計画決定	

##### ② 意見募集など

###### ア 市民意見募集

広報よこすかお知らせ版 6 月 25 日号で、「横須賀の教育について」意見を募集

意見総数 9 件

###### イ 教職員意見募集

\* 骨子案に対する意見募集 (7 月 29 日～8 月 31 日) 意見総数 36 件

\* 素案に対する意見募集 (9 月 21 日～10 月 13 日) 意見総数 13 件

\* 修正素案に対する意見募集 (11 月 10 日～11 月 19 日) 意見総数 9 件

###### ウ 「横須賀市市民パブリック・コメント手続条例」に基づき、「横須賀市教育振興基本計画（案）」

に対する市民意見募集

意見総数 29 件







YOKOSUKA CITY  
SINCE 1907



横須賀が好き!

## 横須賀市教育振興基本計画

(2011～2021)

発行年月 2011年(平成23年)3月

発行 横須賀市教育委員会(担当 教育委員会事務局教育総務部総務課)

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電話 046-822-9751 FAX 046-822-6849

E-mail : sc-real@city.yokosuka.kanagawa.jp

URL : [http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/8110/kyouiku\\_plan/index.html](http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/8110/kyouiku_plan/index.html)

この冊子は、400部製作し、1部あたりの印刷経費は781円です。